

焼津市公共下水道事業経営戦略

令和 8 年度 ~ 令和 17 年度
(2026 年度~2035 年度)



焼津市公認マスコットキャラクター
「やいちゃん」

令和8(2026)年3月

焼津市 上下水道部 下水道課

目次

1. 経営戦略について.....	1
1.1. 経営戦略策定の背景と改定の目的.....	1
1.2. 経営戦略の計画期間.....	1
1.3. 生活排水処理の現状.....	2
1.4. 経営戦略の対象事業.....	3
1.5. 経営戦略の位置づけ.....	3
2. 下水道事業の概要.....	5
2.1. 下水道事業の現況.....	5
2.1.1. 公共下水道事業（汚水）.....	6
2.1.2. 公共下水道事業（雨水）.....	6
2.1.3. 計画諸元.....	7
2.1.4. 施設の概要.....	9
2.2. 下水道使用料.....	10
2.2.1. 使用料体系.....	10
2.2.2. 使用料改定の状況.....	11
2.3. 組織体制.....	12
2.4. 民間活力の活用など.....	12
2.4.1. 民間活用の状況.....	12
2.4.2. 資産活用の状況.....	13
2.4.3. 広域化・共同化の状況.....	13
2.4.4. 最適化の状況.....	13
2.4.5. その他の取り組み.....	13
2.5. 経営比較分析表【令和6年度決算】を活用した現状分析.....	14
2.5.1. 経営比較分析の意義.....	14
2.5.2. 基本情報.....	14
2.5.3. 経営の健全性・効率性に関する指標.....	15
2.5.4. 老朽化の状況に関する指標.....	18
2.5.5. 経営比較分析の全体総括.....	19
3. 将来の事業環境.....	20
3.1. 将来人口の予測.....	20
3.2. 有収水量の予測.....	21
3.3. 使用料収入の予測.....	21
3.4. 施設の見通し.....	22
3.4.1. 管路施設（汚水）.....	22
3.4.2. 管路施設（雨水）.....	22
3.4.3. 処理場・ポンプ場施設.....	23
3.4.4. 計画期間中に予定する主な更新事業.....	23

3.5.	組織の見通し.....	24
4.	経営の基本方針	25
4.1.	経営戦略の基本理念	25
4.1.1.	第7次焼津市総合計画「やいづ共生プラン 2026」	25
4.1.2.	総合計画で定める公共下水道事業に関連する政策・施策.....	25
4.2.	基本方針	26
	基本方針 1 下水道施設の機能維持	26
	基本方針 2 持続的な事業運営のための組織体制の強化.....	26
	基本方針 3 経営基盤の強化.....	26
4.3.	基本目標と実現施策	26
5.	投資・財政計画	29
5.1.	投資・財政計画の策定条件.....	29
5.2.	使用料収入	30
5.3.	経常収支比率.....	30
5.4.	経費回収率	31
5.5.	一般会計繰入金.....	32
5.6.	投資計画	33
5.7.	建設財源	33
5.8.	企業債.....	34
5.9.	内部留保資金.....	35
5.10.	投資・財政計画.....	36
5.11.	資産維持費について	41
5.12.	経費回収率向上に向けたロードマップ	41
5.13.	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	42
6.	SDGs について	43
7.	用語解説.....	44

1. 経営戦略について

1.1. 経営戦略策定の背景と改定の目的

公共下水道は、快適で衛生的な生活環境への改善や公共用水域の水質保全のために欠くことのできない重要な都市基盤施設であるとともに、地球環境に配慮した循環型社会の形成に大きな役割を担っています。

本市の公共下水道事業もこの趣旨に則り、昭和 40 年度から事業に着手し、昭和 55 年 7 月に供用を開始、令和 7 年度末までに全体計画面積 1.138ha、事業計画面積（汚水）581ha に対し 550ha を整備しました。

下水道施設の供用開始から 45 年を経過し、今後は既存施設の更新・更生及び維持管理の時代を迎えます。また、人口減少社会の進行や節水意識の向上、節水機器の普及に伴う使用料収入の減少など、公共下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

こうした状況の中、将来にわたって安定的な経営を継続していくため、本市では令和 3 年 3 月に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。

今年度、経営戦略の策定から 5 年目を迎えましたが、工事費・物価等の高騰のほか、能登半島地震や埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて下水道施設を含むインフラの耐震化や維持管理の重要性が増すなど、下水道事業を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

一方、「経営戦略」は策定後、3 年から 5 年内の見直しを行うことが重要とされるほか、総務省からは令和 7 年度までに経営戦略を見直すことが求められています。

このような背景を踏まえ、持続可能な施設運営と効率的な事業経営の実現のため、経営戦略を改定することといたしました。

1.2. 経営戦略の計画期間

計画期間は、令和 8 年度から令和 17 年度まで（2026 年度から 2035 年度まで）の 10 年間とします。

令和 2 年度に策定した経営戦略の後半 5 年間の見直しではなく、令和 8 年度から新たな 10 年間の計画を策定するため、改定とします。

計画期間：令和8年度～令和 17 年度(2026 年度～2035 年度)

1.3. 生活排水処理の現状

本市では、公共下水道及びコミュニティプラント、合併浄化槽の3つの方法により汚水を処理しています。

令和6年度末の行政人口134,668人に対する汚水処理人口普及率（行政人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合）は75.8%でした。全国平均や静岡県平均と比較すると10%以上低い値ですが、合併処理浄化槽の普及により令和元年度と比較すると6.2%上昇しました。

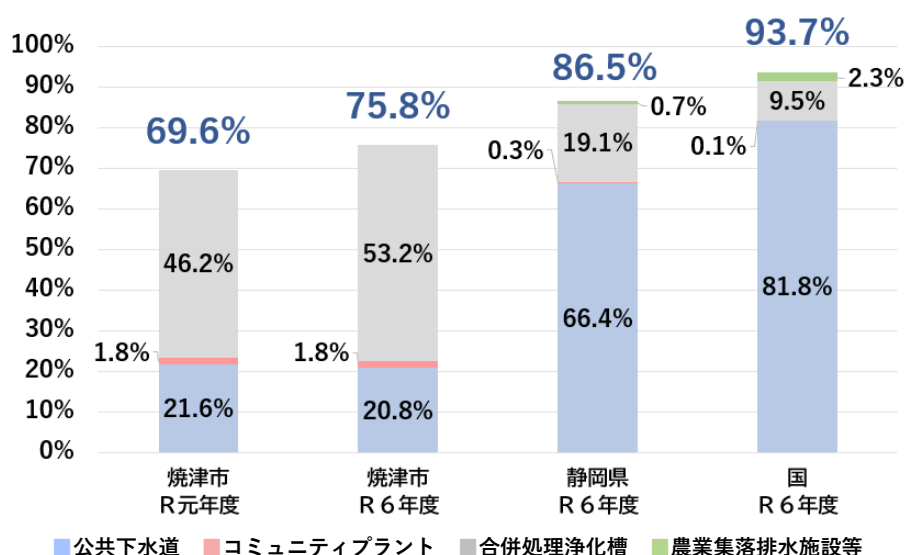
表1 焼津市の生活排水処理方式

汚水処理方式	処理方式	管理の主体
公共下水道	集合処理	市
コミュニティプラント 3か所：坂本・すみれ台・つつじ平		
合併処理浄化槽	個別処理	個人

表2 汚水処理人口普及率（令和6年度末）

	行政人口	公共下水道	コミュニティプラント	合併処理浄化槽	未接続（単独処理浄化槽・汲取り）
人口（人）	134,668	27,980	2,395	71,695	32,598
割合（%）	100.0	20.8	1.8	53.2	24.2
汚水処理人口普及率（%）	---	75.8			---

グラフ1 焼津市・静岡県・国の汚水処理人口普及率



1.4. 経営戦略の対象事業

本経営戦略は、上記の3つの生活排水処理のうち、公共下水道事業を対象とします。

対象事業：公共下水道

1.5. 経営戦略の位置づけ

経営戦略は、今後の事業における中長期的な経営の基本計画です。

策定時には、上位計画にあたる「第6次焼津市総合計画」、公共下水道事業における全体計画及び各種計画との整合を図り、SDGsを取り入れました。また、全体計画及び事業計画は、静岡県下水道計画にあたる「静岡県大井川・瀬戸川流域別下水道整備総合計画」との整合を図りました。

改定にあたり、経営戦略の位置づけは策定時と同様とし、上位計画にあたる「第7次焼津市総合計画（令和8年3月改定）」をはじめとする各種計画等との整合を図りました。

また、経営戦略策定以降、新たに策定した「上下水道耐震化計画」、「雨水管理総合計画」、「雨天時浸入水対策計画」等も反映しました。

図1 経営戦略の位置づけ

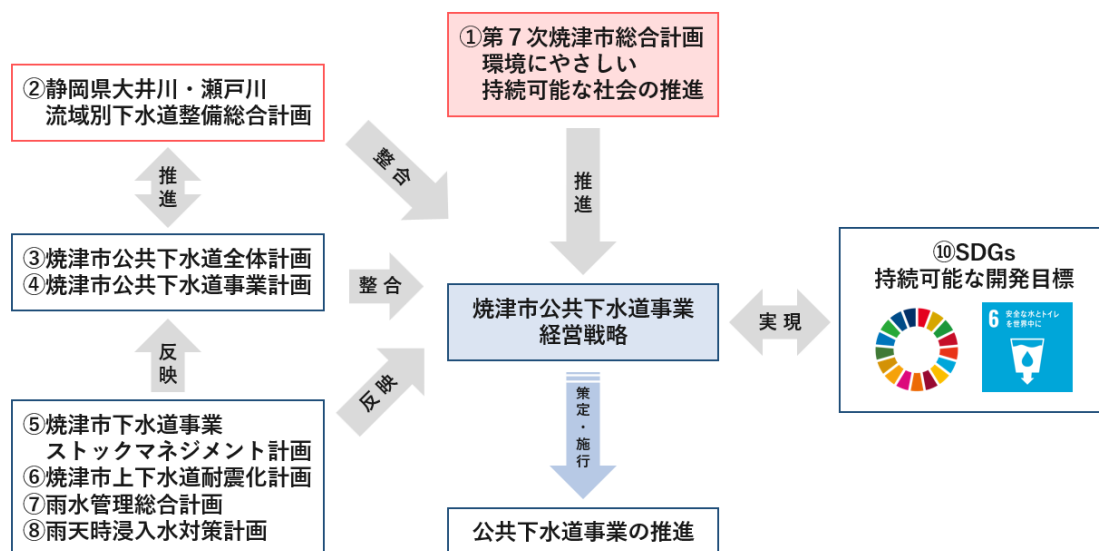


表 3 各種計画の概要

名称	概要
① 第7次焼津市総合計画	将来、本市が目指すまちとそれを具体化するための基本的な考えや方策をまとめた計画
② 静岡県大井川・瀬戸川流域における水質環境基準を達成するための基本計画	静岡県大井川・瀬戸川流域における水質環境基準を達成するための基本計画
③ 焼津市公共下水道全体計画	公共下水道事業において将来的な施設の配置計画を定める計画
④ 焼津市公共下水道事業計画	全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画
⑤ 焼津市下水道ストックマネジメント計画	老朽化が進む施設を効率的に維持・更新していくための調査や修繕時期などを定めた計画
⑥ 焼津市上下水道耐震化計画	災害時における急所施設や避難所に接続する上下水道施設の耐震化を推進する計画
⑦ 雨水管理総合計画	豪雨による内水浸水被害の軽減を図るための基本方針や対象区域、浸水対策などを定めた計画
⑧ 雨天時浸入水対策計画	分流式下水道（汚水）に流入する雨天時浸入水の発生源対策や管理方法を定めた計画
⑨ SDGs（持続可能な開発目標）	国連が定めた2030年までに達成すべき17の目標で、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

2. 下水道事業の概要

2.1. 下水道事業の現況

本市の公共下水道事業は、昭和40年に基本構想を立て、昭和43年に基本計画（全体計画）を立案、昭和44年に事業計画が承認されました。

これまでに15回の事業計画の変更を経て事業を継続しています。

表4 下水道事業の概要（令和6年度末）

項目	概要
処理区	汐入処理区
事業着手	昭和40年
供用開始	昭和55年7月
地方公営企業法の適用状況	一部適用（財務規定等） 平成31年4月1日適用
行政区域内人口	134,668人
全体計画区域内人口	52,402人
処理区域内人口	27,980人
下水道普及率	20.8%
処理区域内接続済人口	25,499人
水洗化率	91.1%
行政区域面積	7,030ha
全体計画面積	1,138ha
事業計画面積（汚水）	581ha
整備済み面積（汚水）	550ha
整備率	行政区域面積に対し 7.8% 事業計画面積に対し 94.7%

表5 公共下水道事業計画変更の経緯（一部抜粋）

	計画策定年月日	計画処理面積 ha	行政人口 人	計画処理人口 人	原単位 m ³ /日	計画処理水量			日最大計画下水道量			計画処理能力 日最大 m ³ /日
						日平均 m ³ /日	日最大 m ³ /日	時間最大 m ³ /日	家庭汚水量 m ³ /日	工場排水量 m ³ /日	地下水量 m ³ /日	
当初	S44.9.29	126.3	96,094	16,080※	0.495	46,200	59,400	86,400	48,510	10,890	左記に含む	59,400
第1回変更	S46.7.20	431.62 (雨水429.4)	110,370	52,998	0.640	47,250	60,666	76,035	33,919	26,747	左記に含む	47,250
第13回変更	H30.11.16	702.3	111,000	40,200	0.500	23,300	28,300	43,600	20,100	5,230	3,015	30,000
第14回変更	R5.3.24	702.3	134,500	39,000	0.445	16,200	20,500	29,900	17,355	607	2,535	25,000
第15回変更	R6.3.26	581.1	121,600	31,000	0.445	12,800	16,200	23,600	13,795	430	2,015	20,000

2.1.1. 公共下水道事業（汚水）

汚水事業については、昭和 45 年より汐入下水処理場及び新屋下水ポンプ場の建設工事に着手し、昭和 55 年 7 月より処理区能力約 5,667 m³/日、処理区域面積 35ha、処理人口 4,000 人を対象として供用開始しました。

公共下水道の汚水処理人口普及率は 20.8%と低率になっていますが、これは、公共下水道の整備を密集市街地から開始したことに加え、道路幅員が狭小で地下水位も高く仮設費や補償費がかさみ、管渠工事の施工費が他都市に比べて割高になり、建設費が膨大なものになっていることに起因していると考えられます。

公共下水道（汚水）の未整備区域について、国では早期に汚水処理が進むよう汚水処理の方法を適切に見直すこととしているため、国が示すガイドライン「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」に基づき検討し、令和 4 年度に汚水処理区域を 1,811ha から 1,138ha に見直す方針としました。その後、令和 5 年度に意見募集（パブリックコメント）や地元説明会を行い、全体計画の見直しを行ったほか、事業計画未整備区域を計画区域から外すため、下水道都市計画区域 1,138ha と事業計画区域 581ha への縮小変更の手続きを行いました。

事業計画区域（汚水）581ha のうち、令和 6 年度末における整備済み面積は 550ha、整備率は 94.7%です。

現在、公共下水道については、整備済み区域における施設の維持更新を計画的に行い、持続可能な下水道事業運営のため公共下水道への接続を推進する方針としています。

2.1.2. 公共下水道事業（雨水）

市街地における内水浸水被害を軽減するため、事業計画区域内について公共下水道（雨水）の整備を行っています。

浸水対策事業として昭和 46 年から堀川雨水幹線に着手し、以降、順次整備を進め、令和 6 年度末までに 19 雨水幹線を整備しました。

また、黒石川田子の橋付近で実施した水環境・再生下水道モデル事業では、総合的なまちづくりの一環として、浸水対策と水辺景観を兼ね備えた整備を図りました。

前項のとおり汚水の計画区域は変更しましたが、雨水の計画区域は変更せず、新たな雨水整備計画を作成し、浸水要因を踏まえた効果的な浸水被害を軽減する対策を進める方針としています。

2.1.3. 計画諸元

本市の公共下水道事業の各種計画は以下に示すとおりです。

上位計画にあたる「静岡県大井川・瀬戸川流域総合計画（以下、流総計画という）」について令和元年度に見直しが行われました。

本市では、前述のとおり、令和5年度に全体計画及び事業計画の見直しを行いました。

- 全体計画（令和5年度策定）
- 事業計画（令和5年度策定）

表 6 主な計画諸元

項目		大井川・瀬戸川	全体計画	事業計画		
共通	策定年度	令和元年	令和5年	令和5年		
	目標年次	令和25年	令和25年	令和12年		
	工事完成予定	---	---	令和10年3月31日		
	排除方式	分流式	分流式	分流式		
	下水道計画区域面積 (ha)	1,811	1,138	581		
	行政人口 (人)	137,500	121,600	121,600		
	下水道計画人口 (人)	84,400	48,247	31,000		
污水計画	処理区		---	1 処理区	1 処理区	
	家庭汚水量 原単位 (ℓ/人・日)	日平均	335	335	335	
		日最大	445	445	445	
		時間最大	670	670	670	
		地下水	65	65	65	
	計画汚水量 (m ³ /日)	日平均	家庭	24,991	16,163	10,385
			地下水	4,849	3,136	2,015
			工場	2,214	1,472	430
			計	32,054 → 32,100	20,771 → 32,100	12,830 → 16,200
		日最大	家庭	33,197	21,470	13,795
			地下水	4,849	1,472	2,015
			工場	2,214	3,136	430
			計	40,260 → 40,300	26,078 → 32,100	16,240 → 16,200
		時間最大	家庭	---	32,325	20,770
			地下水	---	3,136	2,015
			工場	---	2,944	860
			計	---	38,405 → 38,400	23,645 → 23,600
	計画流入水質 (mg/ℓ)	BOD	182	182	260	
		SS		141	210	
	計画放流水質 (mg/ℓ)	BOD	15	15	15	
SS			30	30		
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法		
処理能力 (m ³ /日)		40,300	26,100	20,000		
最大計画雨水量算定式		---	合理式	合理式		
確率年・降雨強度公式		---	7年確率 $I = 189.9 / t^{0.3} - 0.5149$	7年確率 $I = 189.9 / t^{0.3} - 0.5149$		
流出係数		---	0.4~0.7	0.4~0.7		

图 3 污水处理計画区域图

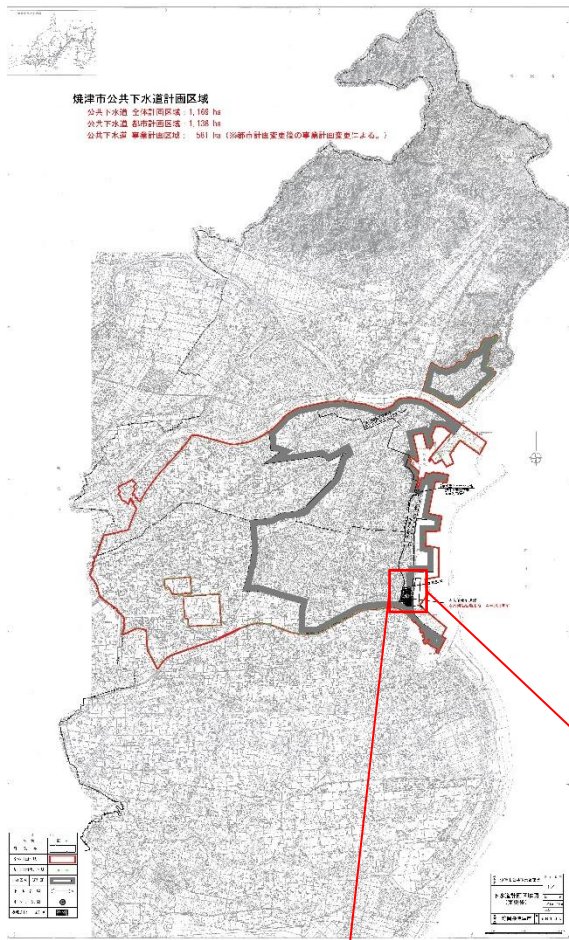
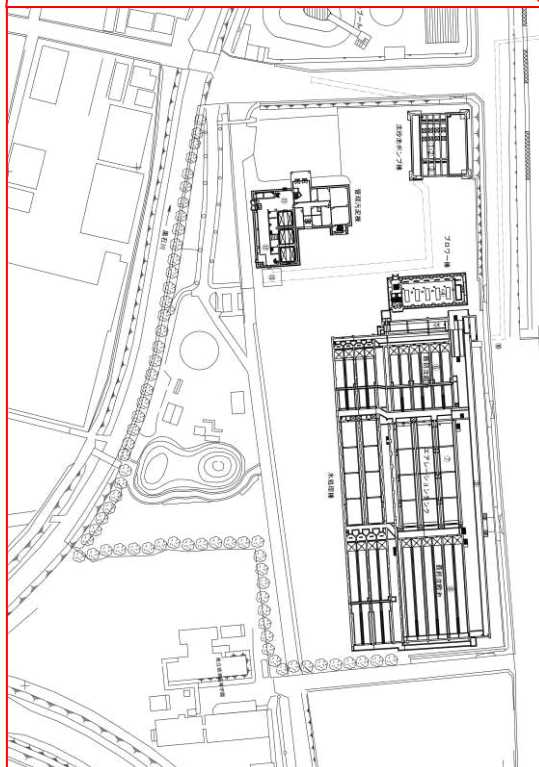


图 2 雨水处理計画区域图



图 4 汐入下水処理場



2.1.4. 施設の概要

処理場施設

下水処理は汐入下水処理場 1 か所で行っています。

汐入下水処理場は、昭和 55 年に水処理 1 池にて供用を開始し、昭和 56 年度には 2 池を増設しました。現在は 5 池の躯体を建設済みであり、うち 4 池（処理能力 20,000 m³/日）が稼働中です。

表 7 処理場施設の概要

項目	施設
処 理 区 名	汐入処理区
処 理 場 名	汐入下水処理場
供 用 開 始	昭和 55 年 7 月 15 日
所 在 地	焼津市小川 3808 番地
敷 地 面 積	2.83ha うち、処理場用地…2.49ha 緑地広場 …0.34ha
計 画 流 入 水 質	BOD…205mg/l SS …160mg/l
計 画 放 流 水 質	BOD… 15mg/l 以下 SS … 30mg/l 以下
水 処 理 方 式	標準活性汚泥法
汚 泥 処 理 方 式	濃縮－脱水
計 画 処 理 水 量	20,000 m ³ /日（4 池）
放 流 先	西駿河湾水域

汚水ポンプ場

中継ポンプ場として、新屋下水ポンプ場の 1 か所を設置しています。

表 8 汚水ポンプ場施設の概要

項目	施設	
汚 水 ポ ン プ 場 名	新屋中継ポンプ場	
供 用 開 始	昭和 56 年 6 月 15 日	
所 在 地	焼津市新屋 435 番地の 3	
敷 地 面 積	0.27ha	
処 理 能 力	揚水量	16.7 m ³ /分
	ポ ン プ	φ 250 × 8.3 m ³ /分 × 1 台
		φ 200 × 4.2 m ³ /分 × 2 台
	φ 350 × 13.5 m ³ /分 × 1 台	

管路施設

管路施設は、令和6年度までに総延長 195.83km（汚水管路 171.74 km、雨水管路 24.09 km）の整備が完了しています。

表 9 管路の整備状況

項目	汚水	雨水
整備延長	171.74km	24.09km
整備面積	550.41ha	—

2.2. 下水道使用料

2.2.1. 使用料体系

本市の使用料徴収区分は、一般汚水と公衆浴場汚水の2区分です。

使用料体系は基本使用料に従量使用料を加算する二部使用料制を採用しています。基本使用料に基本水量を含んでおり、従量使用料は汚水排除量の増加に応じて高くなる累進使用料制となっています。

また、汚水の濃度によって使用料を加算する水質使用料体系を採用しています。

表 10 公共下水道の使用料（1か月あたり・税抜き）

汚水の種類	基本使用料 (10 m ³ まで)	1 m ³ あたりの従量使用料	
		汚水排除量	使用料
一般汚水	1,203 円	10 m ³ を超え 100 m ³ まで	121 円
		100 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	142 円
		1,000 m ³ を超える分	147 円
公衆浴場汚水	1,203 円	10 m ³ を超える分	61 円

表 11 公共下水道の水質使用料（税抜き）

汚水の濃度	1 m ³ あたりの加算額		
	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	
汚水 1 日中の 生物化学的 酸素要求量 または 浮遊物質量	200 mgを超え 300 mgまで	10 円	10 円
	300 mgを超え 600 mgまで	20 円	20 円
	600 mgを超え 1,000 mgまで	40 円	40 円
	1,000 mgを超え 2,000 mgまで	80 円	80 円
	2,000 mgを超えたときは、 1,000 mg増すごとに	80 円に 60 円ずつ加算	80 円に 60 円ずつ加算

2.2.2. 使用料改定の状況

本市ではこれまでに4回の使用料改定を実施しました。

直近の使用料改定は令和5年7月で、令和4年度に適正な下水道使用料の在り方を検討する「焼津市下水道使用料等審議会」を開催し、審議会の意見の内容を踏まえ、答申のとおり使用料を17%引き上げることとしました。

使用料算定期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

使用料の算定方法

総括原価方式。なお、資本費において資産維持費は見込んでいません。

使用料改定の基本的な考え方

総括原価方式で必要な使用料収入を試算した上で、審議会において適正な使用料の在り方について審議を行いました。

審議会からは提出された答申書の概要は次のとおりです。

- 経営戦略における計画期間（令和3年度から令和12年度までの10年間）に2回の使用料改定を行い、経費回収率100%を達成する。
- 一般会計からの補助金を低減し下水道事業の経営を継続できる水準を維持する。
- 使用者の負担を考慮して2回に分けて改定を行い、令和5年度に1回目の改定を行うことが必要。
- 今回の改定では、基本使用料及び各水量区分における従量使用料の引上げ率を均等にし、使用者間の公平性維持する。

表 12 公共下水道使用料（一般汚水）の推移（1か月あたり・税抜き）

区分		S54.12	S63.4	H5.4	H30.4	R5.7
基本使用料	10 m ³ まで	530 円	680 円	910 円	1,028 円	1,203 円
従量使用料 1 m ³ につき	10 m ³ を超え 100 m ³ まで	53 円	68 円	91 円	103 円	121 円
	100 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	64 円	82 円	110 円	121 円	142 円
	1,000 m ³ を超える分	68 円	87 円	117 円	126 円	147 円

表 13 公共下水道使用料（公衆浴場汚水）の推移（1か月あたり・税抜き）

区分		S54.12	S63.4	H5.4	H30.4	R5.7
基本使用料	10 m ³ まで	530 円	680 円	910 円	1,028 円	1,203 円
従量使用料	10 m ³ を超える分 1 m ³ につき	27 円	34 円	46 円	52 円	61 円

表 14 条例上の使用料と実質的な使用料の推移

	条例上の使用料 1か月 20㎡あたり	実質的な使用料 (※) 20㎡あたり
令和4年度	2,058円 (税込み 2,263円)	2,253.6円 (税込み 2,478円)
令和5年度	6月まで 2,058円 (税込み 2,263円) 7月から 2,413円 (税込み 2,654円)	2,543.2円 (税込み 2,797円)
令和6年度	2,413円 (税込み 2,654円)	2,663.4円 (税込み 2,929円)

※実質的な使用料 … 使用料収入 ÷ 年間有収水量 (=使用料単価)

使用料単価… R4年度：112.68円， R5年度：127.16円， R6年度：133.17円

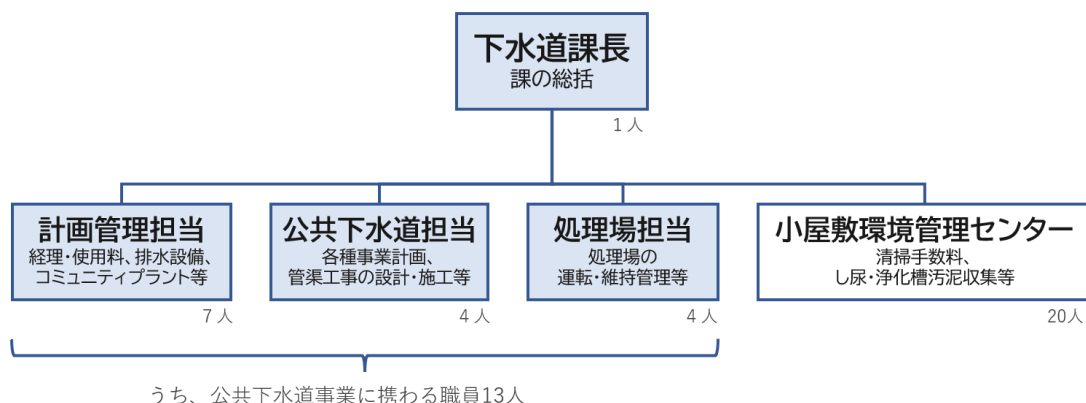
2.3. 組織体制

令和3年度の組織改革により、下水道課にコミュニティプラントの維持管理担当とし尿及び浄化槽汚泥の処理を担当する小屋敷環境管理センターが統合されました。

また、同年度に水道部に下水道課が統合され、上下水道部となりました。

公共下水道事業に携わる職員13人を含む下水道課の組織体制は次のとおりです。

図 5 下水道課の組織体制 (令和7年4月1日現在・正規職員数)



2.4. 民間活力の活用など

下水道事業を取り巻く全国的な課題として、老朽化施設の増大や使用料収入の減少、職員の不足などが挙げられます。このような状況への解決策の1つとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携 (PPP/PFI 手法) の活用が挙げられます。

本市においても民間活力の活用などにより、事業の効率化及び経営改善に取り組んでいます。

2.4.1. 民間活用の状況

汐入下水処理場及び各ポンプ場の維持管理は、包括的民間委託 (レベル2) により民間業者へ委託しており、維持管理の効率化を図っています。管路施設についても点検調査等を民間事業者へ委託し、維持管理の効率化を図っています。

また、本市のホームページ上に下水道事業に関する PPP/PFI 提案窓口を設け、事業の提案を受け付けているほか、「ウォーターPPP」の導入可能性調査を実施しています。

ウォーターPPPとは

水道や下水道、工業用水道分野における官民連携手法で、「公共施設等運営事業（コンセッション方式。レベル 4.0）」と「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」の総称です。

2.4.2. 資産活用の状況

未利用地及び下水道施設の上部空間などの有効活用については、ウォーターPPPの導入検討の中で、民間事業者の提案等により検討していく予定です。

2.4.3. 広域化・共同化の状況

静岡県が策定した「静岡県生活排水処理広域化・共同化計画」において、本市を含む中部ブロックでは、地形的・地域的な理由から市町をまたぐハード面での連携が困難とされているため、人材育成の共同化などのソフト面での連携に取り組んでいます。

2.4.4. 最適化の状況

「2.1.1 公共下水道事業（污水）」のとおり、本市では令和5年度に公共下水道（污水）区域の見直しを行いました。

これに伴い、計画汚水量が減少したため、雨天時浸入水の流入を考慮した上で、浜通り汚水幹線改築事業における管口径を既存のφ1,500mmからφ800mmとするダウンサイジングが可能となり、建設改良費の縮減を図ることができました。

2.4.5. その他の取り組み

地方公営企業法の適用

公営企業を取り巻く経営環境の悪化に伴い、総務省より経営基盤強化のため、地方公営企業法の適用を求められたため、本市においては、平成31年4月1日から地方公営企業法の一部（財務規則等）を適用し、経営基盤の強化に取り組んでいます。

2.5. 経営比較分析表【令和6年度決算】を活用した現状分析

2.5.1. 経営比較分析の意義

下水道事業の経営は、処理を行う規模や地理的条件や事業進捗度により様々であり、健全経営のための絶対的な基準を設定することは困難であるとされています。しかし、個々の下水道事業を規模や地理的条件、進捗度などの基礎的な条件により類型化することで、自団体と同じ類型に分類された他団体との比較分析を行い、各団体の特徴や問題点を把握することは可能であると考えられます。

総務省ではこうした考えの元「経営比較分析表」の作成・公表を行うこととしており、本市においても毎年度、作成しホームページ上に公表しています。

2.5.2. 基本情報

項目	値など	説明
類似団体区分	Cb1	規模別分類（A～E） C…処理区域内人口 10,000人以上 50,000人未満 地理的条件別分類（a～d） b…有収水量密度 5,000 m ³ /ha 以上 7,500 m ³ /ha 未満 事業進捗度別分類（1～4） 1…供用開始後 25年以上
資金不足比率	—	決算に基づく、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項に規定する資金不足比率 「—」は「不足なし」を示す。
自己資本構成比率	62.98%	決算に基づく、負債資本合計に対する自己資本（資本に繰延収益を加えたもの）の割合 $(\text{資本} + \text{繰延収益}) / \text{負債資本合計}$
普及率	20.78%	決算に基づく、行政区域内人口に対する処理区域内人口の割合 $\text{処理区域内人口} / \text{行政区域内人口}$
有収率	79.43%	決算に基づく、汚水処理水量に対する年間有収水量 $\text{年間有収水量} / \text{汚水処理水量}$
1か月20m ³ あたり家庭料金	2,654円	1か月20m ³ あたり家庭料金（税込み）
人口	135,294人	令和7年1月1日現在の住民基本台帳人口
面積	70.30km ²	国土地理院が実施する令和7年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）に基づく面積
人口密度	1,924.52人/km ²	人口/面積
処理区域内人口	27,980人	決算に基づく、下水道法により処理開始が公示または通知された処理区域の年度末人口
処理区域面積	5.50km ²	下水道法により処理開始が公示又は通知された処理区域の面積
処理区域内人口密度	5,087.27人/km ²	現在処理区域内人口/処理区域面積

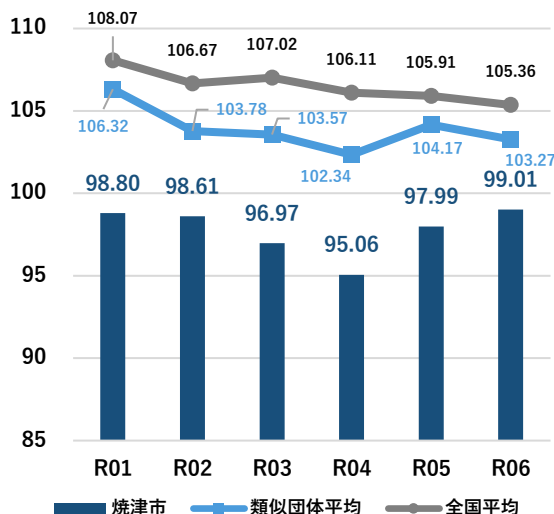
2.5.3. 経営の健全性・効率性に関する指標

① 経常収支比率 (%)

経常収益／経常費×100

使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要とされる。

本市の経常収支比率は99.01%と費用を収益で賄えていないが、令和5年7月の使用料改定に伴う増収により、前年度と比べて改善。収益は、使用料及び一般会計からの総務省基準による繰入金が基本であり、赤字補填のための繰入れは行っていない。



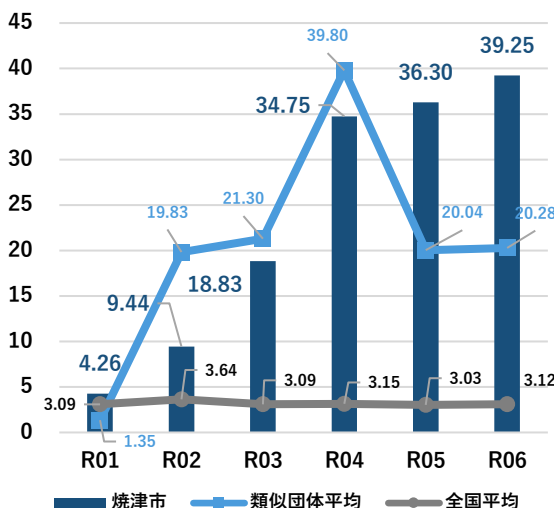
② 累積欠損金比率 (%)

当年度未処理欠損金／

(営業収益－受託工事収益) × 100

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金）の状況を表す指標。累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められ、0%となるよう経営改善を図っていく必要がある。

本市の令和6年度の純損失は18,842,088円、当年度未処理欠損金は246,950,288円、累積欠損比率は39.25%となった。次回の使用料改定まで累積欠損金比率は増加していく見込みである。

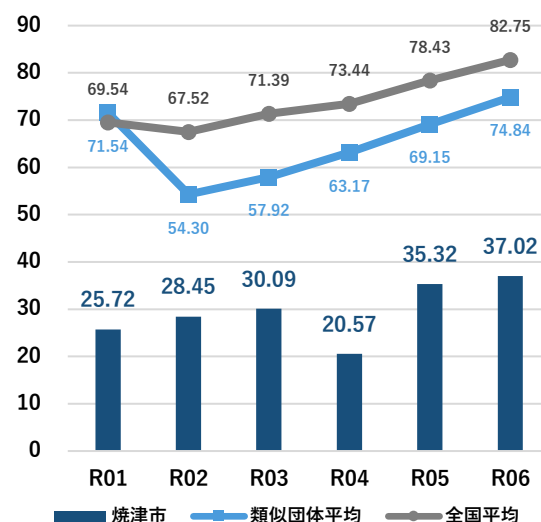


③ 流動比率 (%)

流動資産／流動負債×100

短期的な債務に対する支払能力を表す指標。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要。一般的に100%を下回るということは、1年以内に現金化できる資産で、1年以内に支払わなければならない負債を賄えておらず、支払能力を高めるための経営改善を図っていく必要があるとされる。

本市の流動比率は37.02%と全国平均・類似団体平均と比べ低い値だが、企業債償還金の一部は現金のほか一般会計からの総務省基準による繰入金及び企業債の借入れにより賄っている。

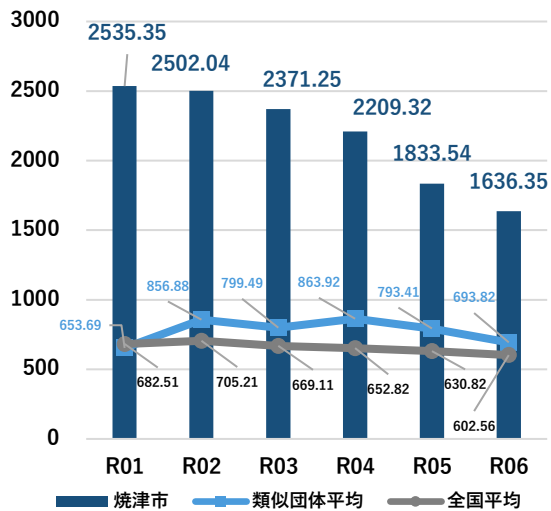


④ 企業債残高対事業規模比率 (%)

$(\text{企業債残高} - \text{一般会計負担額}) / (\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}) \times 100$

使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。明確な数値基準はないと考えられ、経年比較や類似団体との比較等により自団体の状況を把握・分析し、対外的に説明できることが求められるとされる。

本市の企業債残高対事業規模比率は、1,636.35%と全国平均・類似団体平均と比べ極めて高い値だが、前年度と比べ改善。企業債残高は減少していく見込みであるため、今後も改善の方向に向かう見込みである。

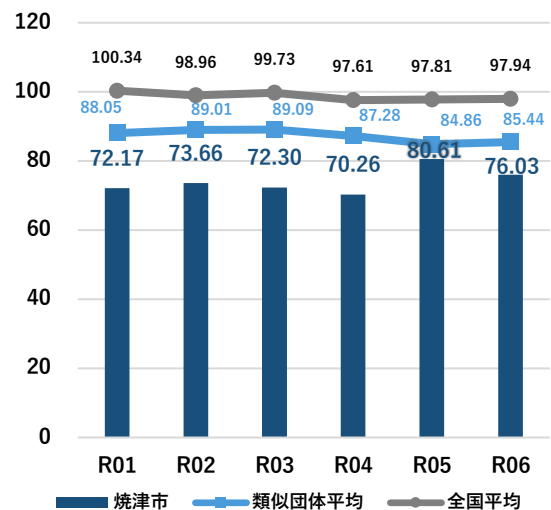


⑤ 経費回収率 (%)

下水道使用料 / 汚水処理費 (公費負担分を除く) × 100

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標で、使用料水準等を評価することが可能。100%以上であることが必要で、下回っている場合、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要とされる。

本市の経費回収率は76.03%と、前年度と比べ4.58ポイント減少。これは、国庫補助金対象事業の増により汚水処理費が増加したことによるもの。引き続き経費回収率100%に向けた経営改善が必要。

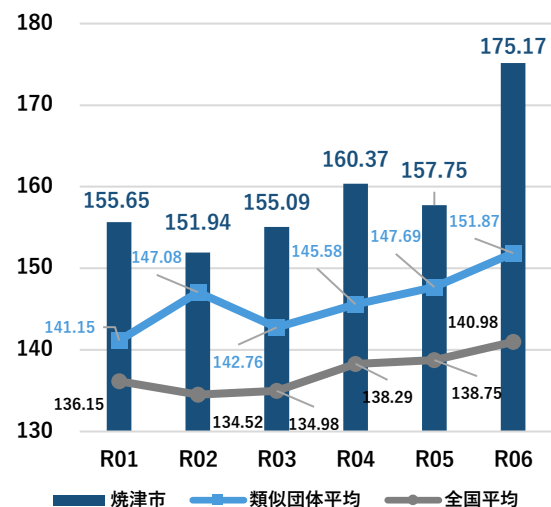


⑥ 汚水処理原価 (円)

汚水処理費 (公費負担分を除く) / 年間有収水量

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。明確な数値基準はないと考えられ、経年比較や類似団体との比較等により自団体の状況を把握・分析し、対外的に説明できることが求められるとされる。

本市は175.17円と全国平均・類似団体平均と比べ極めて高い値。主な要因は、⑤経費回収率と同様、国庫補助金対象事業費の増により汚水処理費が増加したことによるもの。



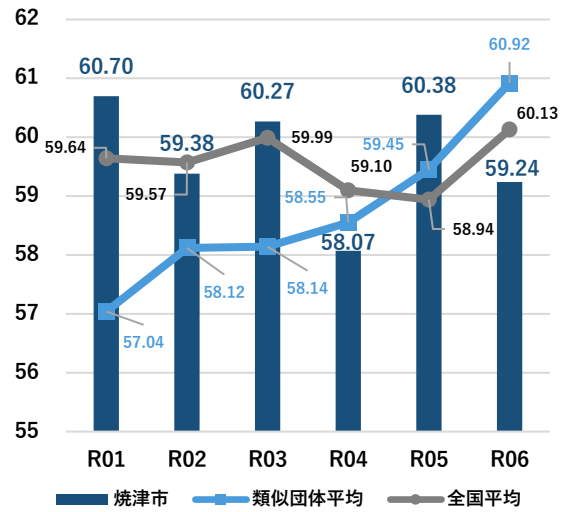
⑦ 施設利用率 (%)

晴天時一日平均処理水量

／晴天時現在処理能力×100

施設・設備が1日に対応可能な処理能力に対する、1日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望まれる。経年比較や類似団体との比較等により自団体の状況を把握し、例えば、当該指標が類似団体との比較で高い場合でも、施設が遊休状態でないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要とされる。

本市の施設利用率は59.24%であり、全国平均・類似団体平均とほぼ同水準である。



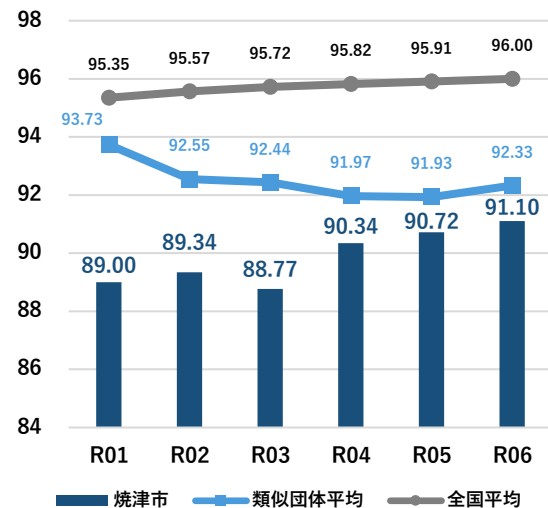
⑧ 水洗化率 (%)

現在水洗便所設置済人口

／現在処理区域内人口×100

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましい。一般的に100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増を図るため、水洗化率向上の取組が必要。

本市の水洗化率は91.13%と前年度と比べ改善。近年、集合住宅の建設等により上昇傾向にある。



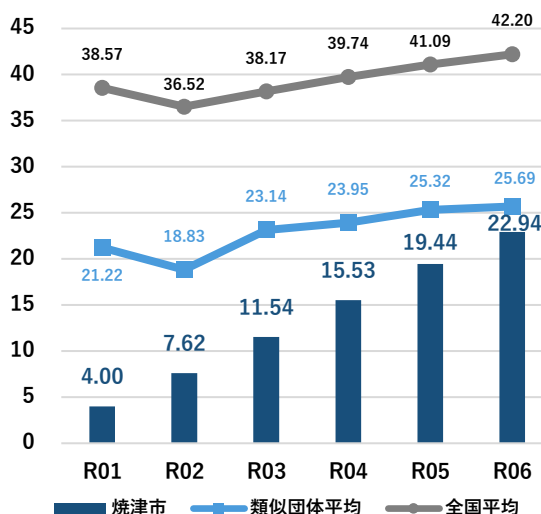
2.5.4. 老朽化の状況に関する指標

① 有形固定資産減価償却率（％）

有形固定資産減価償却累計額／有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価×100

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示す。一般的に数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測できる。

本市の有形固定資産減価償却率は22.94％と低い数値となっている。これは、本市が公営企業会計へ移行する以前の資産取得年月日を移行日である平成31年4月1日としており、減価償却は取得年月日から行われることから低い数値として表れるもの。

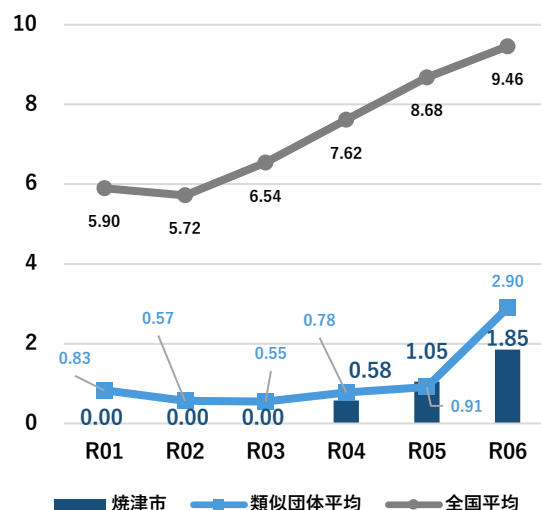


② 管渠老朽化率（％）

法定耐用年数を経過した管渠延長／下水道布設延長×100

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合を示す。

本市の管渠老朽化率は1.85％であり、全国平均・類似団体平均と比べ低い値である。下水道事業管理者として、老朽化が進む下水道施設の適切な維持管理と改築更新が求められるため、引き続き、ストックマネジメント計画に基づき計画的に維持管理と改築更新を行うことでライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設の健全性を保つ方針である。

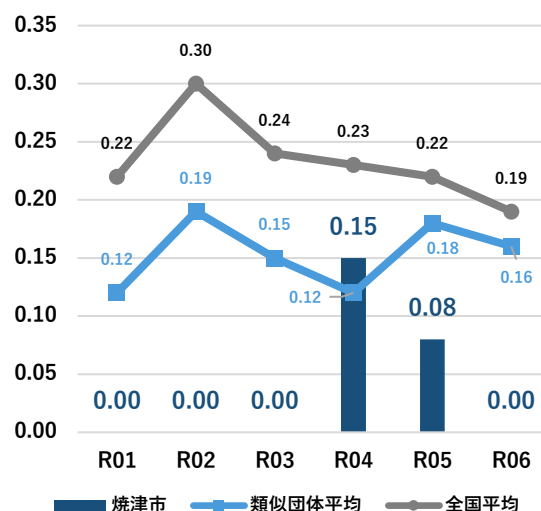


③ 管渠改善率（％）

改善（更新・改良・修繕）管渠延長／下水道布設延長×100

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

本市の令和6年度における管渠改善率は0.00％であり、全国平均・類似団体平均と比べ低い値である。管渠老朽化率での分析同様、下水道事業管理者として、老朽化が進む下水道施設の適切な維持管理と改築更新が求められるため、引き続き、ストックマネジメント計画に基づき計画的に維持管理と改築更新を行うことでライフサイクルコストの低減を図りつつ、施設の健全性を保つ方針である。



2.5.5. 経営比較分析の全体総括

令和6年度決算においても、令和5年度決算に引き続き、純損失を計上することとなったが、当年度純損失は18,842,088円、前年度に比べて7,729,777円の減となった。純損失が減少した主な要因は、下水道使用料の増収などである。

使用料改定に伴い下水道使用料は増収となったが、今後、使用者の節水意識の高まりや節水機器の機能向上、処理区域内人口の自然減による減収が予想されるため、引き続き厳しい経営状況が見込まれる。

こうした状況の下、経営改善は引き続き下水道事業の課題となっている。経営戦略に基づき、持続可能な施設運営と効率的な事業経営を実現すると共に、安全性を確保しながらより一層の経営管理に努めていく。

従前の経営戦略では計画期間内（R3～12年度）に2回の使用料改定を行い、経費回収率100%を達成し、経営改善を図ることを見込んでいたため、引き続き「適正な下水道使用料の在り方」について検証を行っていく。

3. 将来の事業環境

3.1. 将来人口の予測

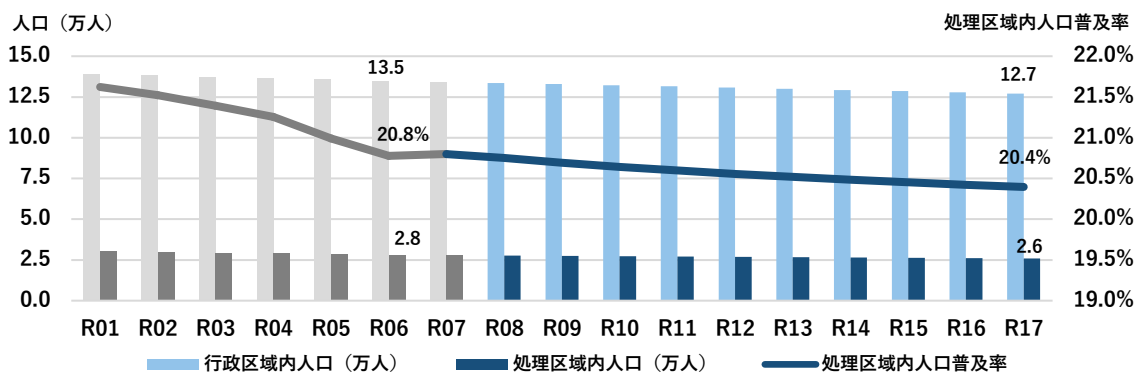
処理区域内人口は行政区域内人口の動向を踏まえて予測しました。

将来の行政区域内人口の推計については、上位計画にあたる「第7次焼津市総合計画」と整合を図りました。本市の人口は2010年の143,112人をピークに減少局面に入っており、2045年には109,908人、2055年には97,671人と100,000人を下回り、2065年には84,282人になる見込みです。

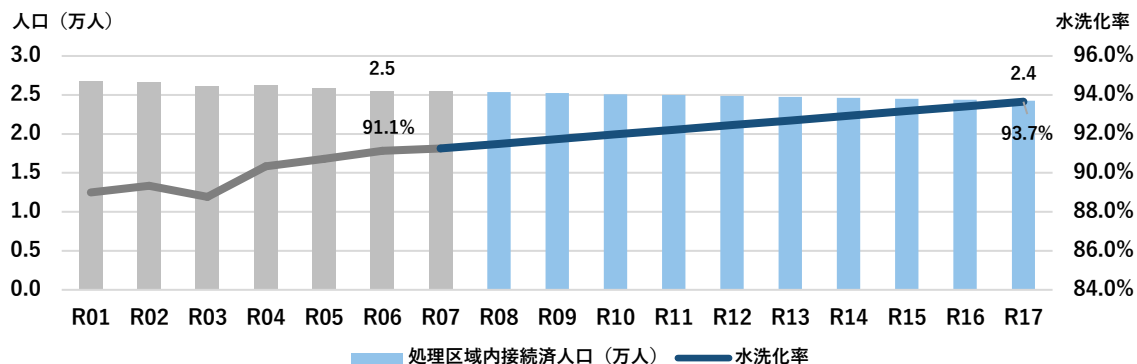
公共下水道（汚水）については、整備済み区域において施設の維持更新を計画的に行い、公共下水道への接続を推進する方針としています。大規模な面整備の予定はないことから、処理区域内人口は、行政区域内人口及び処理区域内人口普及率の低下傾向を踏まえて予測しました。

処理区域内接続済み人口については、普及促進活動による接続の推進などによる水洗化率の上昇傾向を踏まえ予測しました。

グラフ 2 行政区域内人口・処理区域内人口・処理区域内人口普及率の予測



グラフ 3 処理区域内接続済み人口と水洗化率の推計



3.2. 有収水量の予測

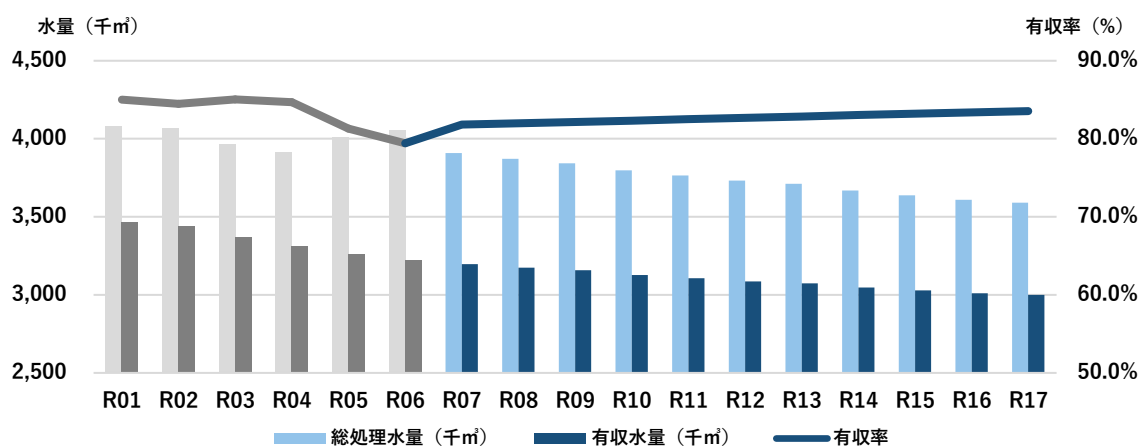
有収水量は、処理区域内接続済人口の動向に比例するため、今後は減少する見通しとなっています。また、これまでの1人・1日あたりの有収水量の減少傾向を踏まえて、今後の1人・1日あたりの有収水量を予測しました。

総処理水量も有収水量と同様に減少傾向となる見通しです。

なお、令和5年度及び令和6年度は、令和6年8月の台風第10号をはじめとする大雨の影響により総処理水量が増加したため、有収率が低下しました。

有収率については、雨天時浸入水対策計画に基づく浸入水対策（発生源調査・発生源特定・修繕）を行うことにより改善を図る見込みです。

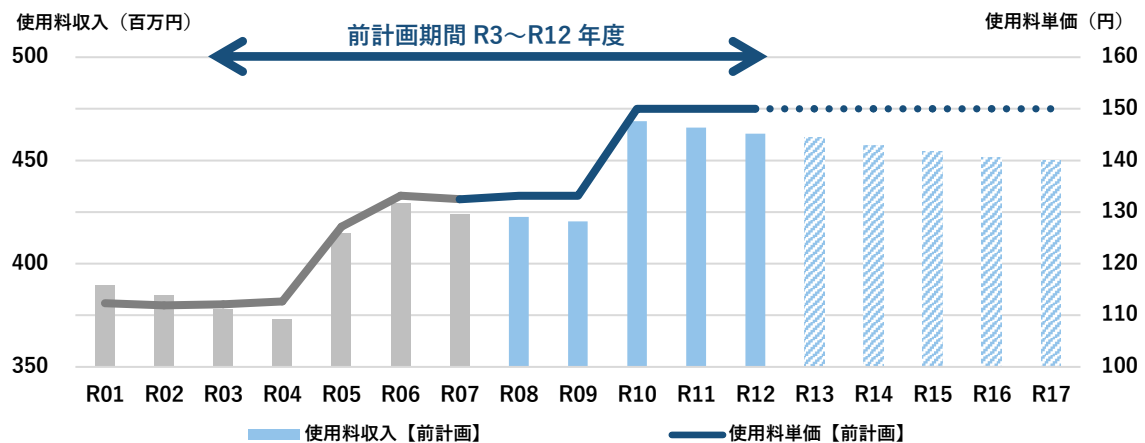
グラフ 4 総処理水量・有収水量・有収率の予測



3.3. 使用料収入の予測

有収水量が減少傾向にあることから、使用料収入も減少していく見込みです。

グラフ 5 使用料収入・使用料単価の予測



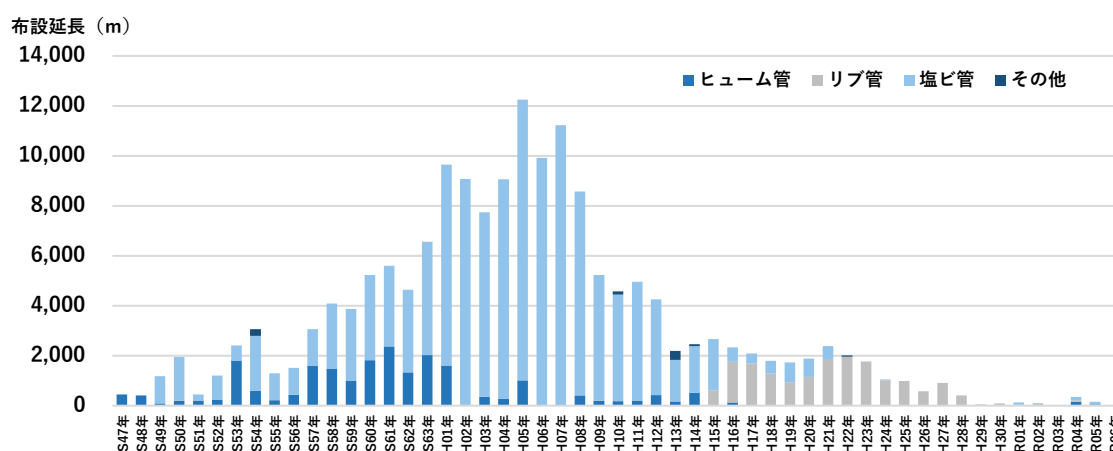
3.4. 施設の見通し

3.4.1. 管路施設（污水）

171.74 kmある管路施設（污水）のうち、令和6年度末時点で法定耐用年数50年を経過している施設は全体の約1%ですが、今後20年以内に約70%の管路が法定耐用年数を超えます。平成初期の整備拡大に伴い、管路施設（污水）の布設は昭和63年度から平成8年度の間特に集中している傾向が見られます。

管路施設（污水）については、ストックマネジメント計画及び上下水道耐震化計画、雨天時浸入水対策計画等との整合を図り、事業費を平準化しながら計画的に更新していく予定です。

グラフ 6 管路施設（污水）の年度別布設延長



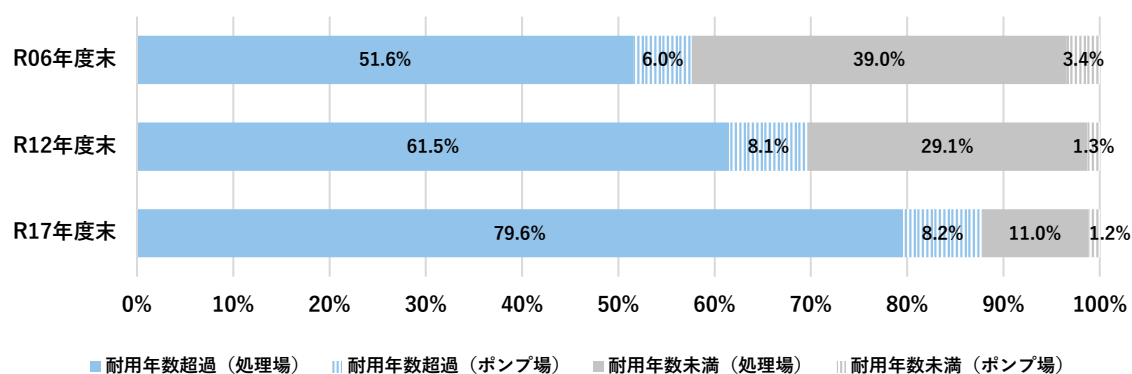
3.4.2. 管路施設（雨水）

24.09 kmある管路施設（雨水）のうち、令和6年度末時点で法定耐用年数50年を経過している施設は全体の約5%です。今後20年以内に約20%の管路が法定耐用年数を超えますが、全てが暗渠となっている管路施設（污水）と異なり、管路施設（雨水）は開渠が全体の約30%を占めています。暗渠となっている管路施設（雨水）については、点検調査を適切に実施し状態監視保全に努めます。

3.4.3. 処理場・ポンプ場施設

令和6年度末時点で、処理場・ポンプ場資産の約58%が耐用年数を超過しています。計画期間中に約88%が耐用年数を超過することから、これまでと同様に、ストックマネジメント計画及び上下水道耐震化計画等との整合を図り、事業費を平準化しながら計画的に更新していく予定です。

グラフ 7 処理場・ポンプ場資産の老朽化割合



3.4.4. 計画期間中に予定する主な更新事業

計画期間中に予定する主な更新事業は次のとおりです。

■ 浜通り汚水幹線改築事業

新屋下水ポンプ場から汐入下水処理場まで黒石川雨水幹線沿いに整備されている汚水幹線の老朽化に伴い、新たにオーシャンロード沿いに汚水幹線を整備し、幹線管路の老朽化対策や耐震性を確保します。

■ 赤塚川雨水幹線バイパス管路改築事業

雨水幹線拡幅整備が困難な中部看護専門学校付近の区間について、流下能力の不足を補うため、バイパスとなる管路を整備します。

■ 汐入下水処理場耐震化事業

非常時においても汚水処理機能を確保するため、複数ある処理場施設の耐震診断を順次行い、実施設計と耐震化工事を実施します。

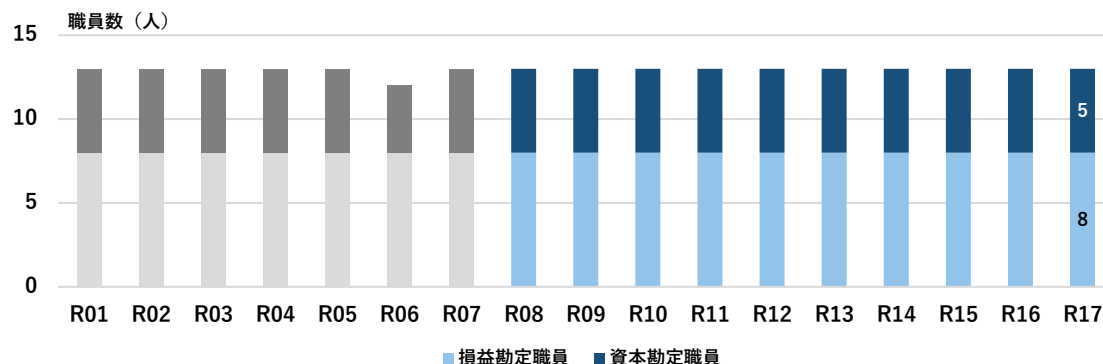
3.5. 組織の見通し

公共下水道事業に携わる職員については、損益勘定職員 8 人、資本勘定職員 5 人の計 13 人で推移する計画としています。

なお、本市下水道課では、公共下水道事業以外にも、コミュニティプラントやし尿処理にかかる業務を所掌しており、公共下水道事業の執行体制とその他業務の執行体制で職員数に乖離があります。

また、本市で導入検討を進めているウォーターPPP が導入された場合、民間の創意工夫などの活用に伴い、業務の効率化や省略化を図ることで、職員数の低減ができる可能性があります。現時点で導入の方針及びスキームが確定していないため、計画期間中の組織体制には反映しないこととしました。

グラフ 8 下水道事業の執行体制の見通し



4. 経営の基本方針

4.1. 経営戦略の基本理念

本市の上位計画「第7次焼津市総合計画」で定める将来都市像を実現するための7つの政策の1つ「政策3：くらし・環境『人と環境が調和するまち』」における「施策3-4：環境にやさしい持続可能な社会の推進」を本経営戦略における基本理念に位置付け、「豊かな自然と共生し、ゼロカーボンシティを目指した暮らしをしている」ことを目指し、公共下水道事業を推進していきます。

4.1.1. 第7次焼津市総合計画「やいづ共生プラン 2026」

将来都市像	やさしさ 愛しさ いいもの いっぱい 世界へ広げる 水産文化都市 YAIZU
まちづくりの 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源や特性を「いかす」 ・ みんなに、地球に「やさしい」 ・ 市民の力を「はぐくむ」 ・ 人と未来に「つなげる」
将来都市像を 実現するための 7つの政策	<ol style="list-style-type: none"> 1 こども・教育「こどもの未来を育むまち」 2 健康・医療・福祉「健やかな笑顔があふれるまち」 3 くらし・環境「人と環境が調和するまち」 4 生きがい交流・スポーツ・文化「心も身体も人生も豊かなまち」 5 産業・観光「地域の魅力を活力に変えるまち」 6 防災・都市基盤「安全・安心が日常になるまち」 7 行政経営「未来へつなぐ持続可能なまち」

4.1.2. 総合計画で定める公共下水道事業に関連する政策・施策

政策	3 くらし・環境「人と環境が調和するまち」
施策	3-4 環境にやさしい持続可能な社会の推進
対象	市民、事業者
目指す姿	豊かな自然と共生し、 ゼロカーボンシティを目指した暮らしをしている。
基本事業	適正な排水処理の推進
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の維持管理及び更新 ・ 合併浄化槽の設置推進 ・ 下水道未接続世帯への接続の啓発 など

4.2. 基本方針

経営戦略策定時に設定した3つの基本方針に引き続き取り組みます。

基本方針は、「3. 現状分析」から整理した課題のほか、国土交通省「新下水道ビジョン」において提唱される経営資源である「モノ・ヒト・カネ」の3つの要素、SDGs（持続可能な開発目標）への取り組みにつながるよう設定されています。

基本方針1：下水道施設の機能維持

「モノ」に着目して設定した基本方針。

公共下水道施設（ストック）を最大限活用するストックマネジメント計画に基づき、既存施設を適正に維持管理し施設の長寿命化を図ります。また、施設の耐震化や耐水化を推進し強靱なインフラを構築することで、安全な都市及び住環境の整備を図っていきます。

施策を通じて
達成に努める
SDGs

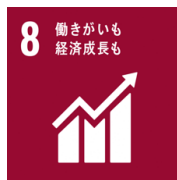


基本方針2：持続的な事業運営のための組織体制の強化

「ヒト」に着目して設定した基本方針。

今後の公共下水道事業を運営していくため、人材育成と技術・知識の継承を行うとともに、人員を適正に配置し業務の執行に必要な体制を確保していきます。

施策を通じて
達成に努める
SDGs

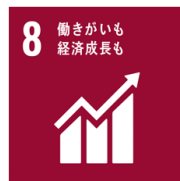


基本方針3：経営基盤の強化

「カネ」に着目して設定。

適正な使用料の在り方や財源の確保について検討し、経常収支比率及び経費回収率の向上など、独立採算制を目指した事業経営体制を確立していきます。

施策を通じて
達成に努める
SDGs



4.3. 基本目標と実現施策

基本方針に基づいて設定した基本目標と実現施策を次表に示します。

■ 基本目標と実現施策

基本方針1：下水道施設の機能維持						
課題	基本目標	実現施策	具体的な取組	評価指標	目標値	
1 施設の老朽化対策	(1) ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持更新	① ストックマネジメント計画の策定	II期計画見直し 1業務 III期計画策定 1業務	事業実施率	100%/R8年度 100%/R11年度	
		② 管路の維持更新	点検・調査 37.0km	事業実施率（実施延長/計画延長）	100%/R12年度まで	
			管路改築工事 0.27km	事業実施率（実施延長/計画延長）	100%/R11年度まで	
	(2) 雨天時浸水対策計画に基づく計画的な維持更新	① 雨天時浸水対策	① 雨天時浸水対策	浸水発生源調査 55.65ha （全体計画 581.08ha、調査済み92.45ha）	事業実施率（実施面積/計画面積）	100%/R11年度まで
				対策工事 105.0ha （全体計画 581.08ha）	事業実施率（実施面積/計画面積）	100%/R12年度まで
			② 処理場・ポンプ場の維持更新	ストックマネジメント計画に基づく計画的な更新	計画に基づく事業実施資産数	84資産/ R11年度まで
2 施設の 防災・減災対策	(1) 上下水道耐震化計画に基づく計画的な耐震対策	① 上下水道耐震化（II期）計画の策定	計画策定 1業務	事業実施率	100%/R11年度	
		② 管路の耐震対策	管路施設耐震対策 3.1km （浜通り汚水幹線 1.3km、避難所等重要施設 1.8km）	耐震化率（対策済み延長/計画延長）	100%/R11年度まで	
			③ 処理場・ポンプ場の耐震対策	沈砂池ポンプ棟耐震補強	計画に基づく事業実施率	R11年度まで
	新屋下水ポンプ場耐震補強	計画に基づく事業実施率		R12年度まで		
	(2) 施設の耐水化計画に基づく耐水化	① 処理場・ポンプ場の耐水化	マンホール蓋等の耐水化	計画に基づく事業実施率	R13年度まで	
			(3) 気候変動による内水氾濫の防止	① 雨水幹線整備	赤塚川雨水幹線バイパス管渠整備 0.40km （全体計画 0.42km）	事業実施率（実施延長/計画延長）
3 継続的な 施設の維持管理	(1) 適正な施設管理	① 台帳システムの充実	点検調査結果及び改築更新データを台帳システムへ蓄積	下水道台帳及び機器台帳の更新回数	1回/年	
4 環境問題への 取組の継続	(1) 環境に配慮した施設運営	① 水質（放流水等）管理	計画に基づく水質検査の継続実施	計画に基づく検査実施率	100%/年	
				水質検査における基準項目達成率	100%/年	
		② 発生汚泥の資源化	発生汚泥の100%資源化の維持	発生汚泥の資源化率	100%/年	
5 新技術の活用	(1) 新技術の活用	① 新技術に関する情報収集・導入検討	新技術に関する情報収集・導入検討	研修会・企画展参加等による研究回数	1回/年	

表 15 基本目標と実現施策

基本方針2：持続可能な事業運営のための組織強化					
課題	基本目標	実施施策	具体的な取組	評価指標	目標値
1 業務執行体制の強化	(1) 人材育成と技術・知識の継承	① 研修の実施と参加	研修の実施と参加	実施または参加回数	2回/人・年
		② 先進事業体または近隣自治体との情報交換会等の実施または参加	情報交換会等の実施または参加	実施または参加回数	1回/人・年
2 複雑化・増加する業務への対応	(3) 業務の効率化	① 業務の効率化	業務の把握・見直し	業務改善の提案件数	1回/人・年
		② 業務マニュアルの更新	業務マニュアルの見直し	業務マニュアルの見直し回数	1回/年
3 災害時の適正な対応	(4) 危機管理対策の強化	③ DXの推進	eL-Tax導入による収納事務の効率化	水道料金システムの更新に併せたeL-Tax導入	令和9年度
		① BCP（災害時行動マニュアル）更新	下水道台帳のクラウド化	下水道台帳（クラウド）の導入	令和8年度
4 経営戦略等各種計画の適正執行	(5) 経営戦略等の進捗管理	② 応急復旧体制の確保	先進事例の研究	先進事例の研究回数（GISの有効活用）	1回/年
		① P D C A サイクルのローリング	BCP（災害時行動マニュアル）の見直し	BCP（災害時行動マニュアル）の改定回数	2回/年
			支援を想定した訓練の実施	訓練の実施回数	1回/年
			評価・検証会議の実施	評価・検証会議の実施と分析結果の公表回数	1回/年

基本方針3：経営基盤の強化					
課題	基本目標	実施施策	具体的な取組	評価指標	目標値
1 経営の改善	(1) 経費回収率及び経常収支比率の向上	① 事業年度ごとの検証	決算を踏まえた経営比較分析の実施及び予算への反映	決算を踏まえた経営比較分析の実施及び予算への反映	1回/年
		② 審議会による適正な使用料の在り方の検討	焼津市下水道使用料等審議会の開催	焼津市下水道使用料等審議会の開催	1回/4年
2 適切な財源確保	(3) 財源確保	① 普及促進活動の実施	郵送及び訪問による普及促進活動の実施	普及促進活動のため郵送及び訪問した件数	200件/年
		② 効率的かつ効果的な企業債の活用	各種計画に基づく適正かつ適切な財源確保	水酸化率の向上	前年度比+0.2%
3 公共下水道事業に対する理解不足	(4) 広報活動の充実	③ 適正かつ適切な一般会計繰入金金の受入れ	各種計画に基づく効率的かつ効果的な財源確保	補助・交付金の受入れによる財源確保	1回/年
		① 多角的かつ戦略的な広報の実施	市財政部局との協議に基づく適正かつ適切な財源確保	企業債の借入れによる財源確保	1回以上/年
4 経営改革の検討	(5) 経営改革の検討	② 民間活力の導入の検討	経営状況及び事業の実施状況等の情報公開	協議に基づく一般会計繰入金金の受入れによる財源確保	協議に基づく回数/年
		③ GX（グリーンTRANSフォーメーション）の導入の検討	広報やいづ、ホームページ及びLINEを利用した啓発活動の実施	予算・決算・経営分析の公表回数	各1回/年
			施設見学希望者の受入れ	経営戦略の改定回数	1回/4年
			県等が主催する検討会及び研修会等への参加による情報収集及び情報共有	広報やいづへの掲載回数、ホームページの更新回数及びLINEによる情報発信回数	各1回以上/年
			ウォーターPPPの導入の検討	施設見学希望者の受入れの実施	都度
			国等が主催する研修会等への参加による情報収集	検討会及び研修会等への参加回数	1回以上/年
				ウォーターPPPの導入に係る方針の決定	令和8年度まで
				研修会等への参加回数	1回以上/年

※本表については、各施策の進捗に伴い、評価検証と併せて修正を行っていくものとします。

5. 投資・財政計画

5.1. 投資・財政計画の策定条件

公共下水道事業の現状分析や将来の事業環境予測を踏まえ、各種計画等で見込まれている事業費や財源の見通しを試算し、計画期間中に次の3点を達成することを条件として、収支均衡となる「投資・財政計画」を策定しました。

条件1：経常収支比率 100%以上

経常収支比率 100%を達成・維持し、黒字化を目指します。

条件2：経費回収率 100%以上

経費回収率 100%を達成・維持し、使用料収入で汚水処理費を賄います。

なお、決算統計などで示される経費回収率は、汚水処理費から国庫補助金を控除せず算定されますが、本計画では、国庫補助金を控除して算定した経費回収率としています。これは、現在の経費回収率を考慮し、まずは現実的な達成目標とすることを主旨としています。

条件3：一般会計繰入金の削減（令和7年度予算額未満）

令和7年度は、一般会計から約11億5,000万円（予算額：11億4,954万7,000円）の繰入金を受け入れています。

現金収支のバランスを考慮しながら、計画期間中における単年度あたりの繰入額を、令和7年度予算額未満に削減します。

5.2. 使用料収入

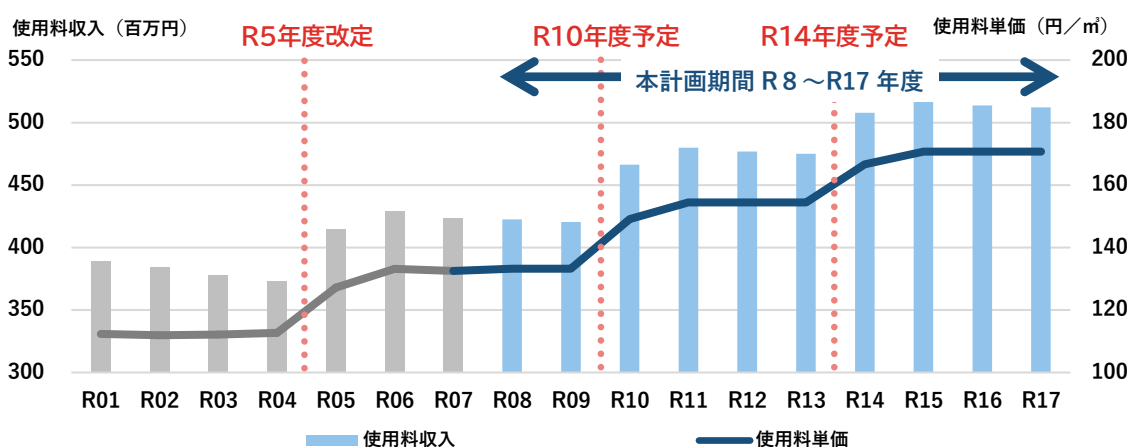
令和5年7月に実施した使用料改定により使用料収入は増加しましたが、有収水量が減少傾向にあることから、使用料収入も同様に減少傾向にあります。

今後の汚水処理費（維持管理費及び資本費。資本費については、総務省通知により一般会計からの繰入れが認められている分流式下水道に係る経費を控除した額）を賄い収支を維持するため、本計画では、計画期間内に2回の使用料改定を行うこととしました。

令和5年度の使用料改定と同様、総括原価方式で使用料収入等を試算しました。

1回目の改定以降、経常収支比率100%及び経費回収率100%を達成・維持することができる見込みです。

グラフ 9 使用料収入と使用料単価の推移

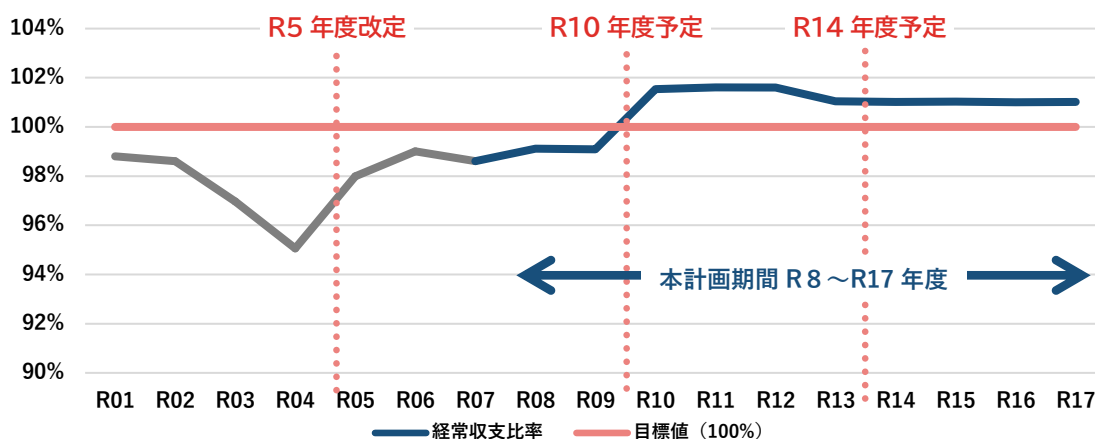


5.3. 経常収支比率

経常収支比率は、特別損益を除いた経常的な収支の関係を示す指標で、経常収入に対する経常費用の割合を示す指標です。

1回目の改定以降、経常収支比率100%を達成・維持することができる見込みです。

グラフ 10 経常収支比率の推移



5.4. 経費回収率

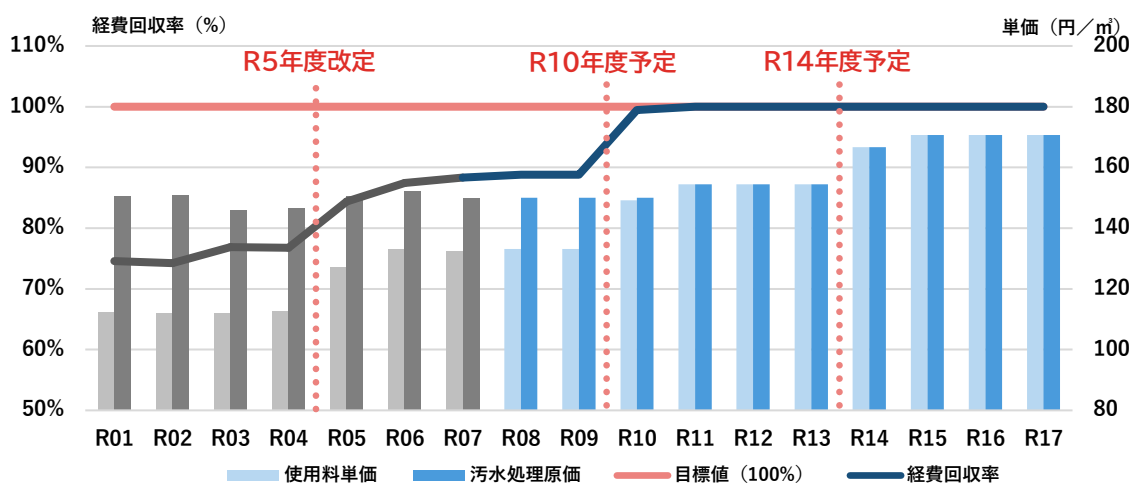
経費回収率は、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料収入で賄えているかを示す指標です。

1回目の改定により令和11年度に経費回収率100%を達成し、以降100%を維持できる見込みです。

なお、使用料改定は、令和5年度の使用料改定のスケジュールを参考に、各年度7月に実施する想定としているため、令和10年度を経費回収率は約99%と100%を下回る見込みです。

また、本計画における経費回収率の算定にあたっては、汚水処理費（維持管理費+資本費）から公費負担分（分流式下水道に係る経費）と国庫補助金を控除しています。

グラフ 11 経費回収率と使用料単価・汚水処理原価の推移



5.5. 一般会計繰入金

基準内繰入金は総務省通知「地方公営企業繰出金について」の基準に基づいた一般会計が負担すべきとされる経費に対して繰入られるものです。

令和7年度当初予算における一般会計繰入金は約11.5億円（基準外繰入金約6,500万円を含む）でしたが、計画期間内は緩やかに減少していく見込みです。

計画期間内に見込む1回目の使用料改定以降、基準外繰入金の受入れはなくなる見込みです。

グラフ 12 一般会計繰入金の推移

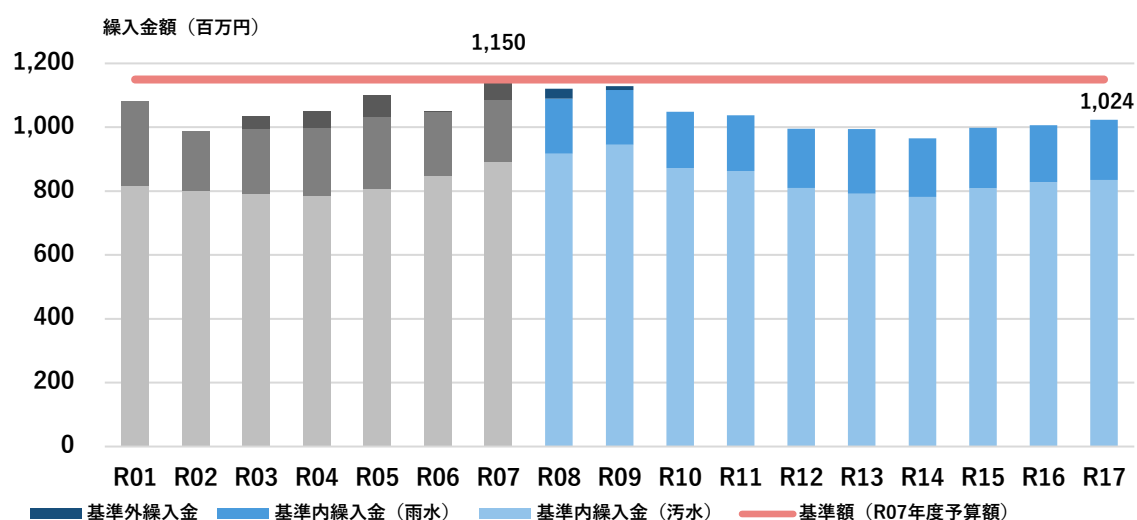


表 16 一般会計繰入金 (基準内・基準外) 単位: 百万円

年度	基準内	基準外	合計	R7 対比
R7	1085	65	1,150	基準
R8	1089	32	1,121	-29
R9	1116	12	1,128	-22
R10	1048	0	1,048	-102
R11	1038	0	1,038	-112
R12	995	0	995	-155
R13	995	0	995	-155
R14	965	0	965	-185
R15	999	0	999	-151
R16	1006	0	1,006	-144
R17	1024	0	1,024	-126

5.6. 投資計画

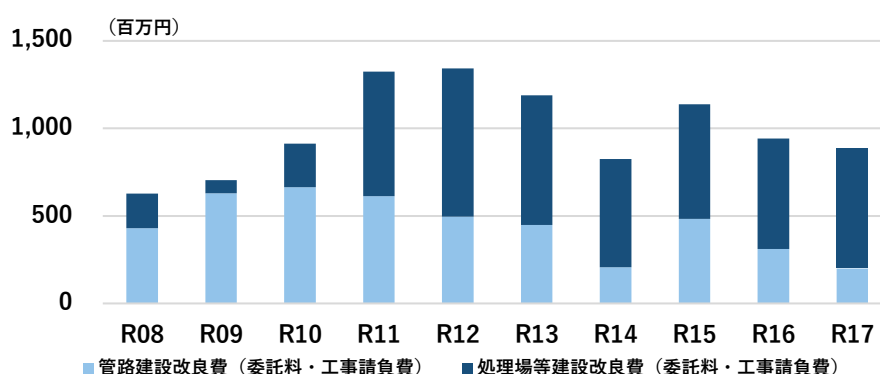
投資計画については、将来 50 年の更新需要等を踏まえて、今後 10 年で実施する施設の老朽化対策と防災・減災対策に要する事業費を見込みました。

老朽化対策については「ストックマネジメント計画」及び「雨天時浸入水対策計画」に基づき、ライフサイクルコストを抑えた改築・更新工事を実施していきます。

また、防災・減災対策については「上下水道耐震化計画」に基づく耐震対策と「雨水管理総合計画」に基づく内水氾濫の軽減のための雨水幹線整備を実施していきます。

なお、近年の物価上昇傾向を踏まえ、委託料・工事請負費等について年 3% の物価上昇を見込みました。

グラフ 13 投資計画の推移



5.7. 建設財源

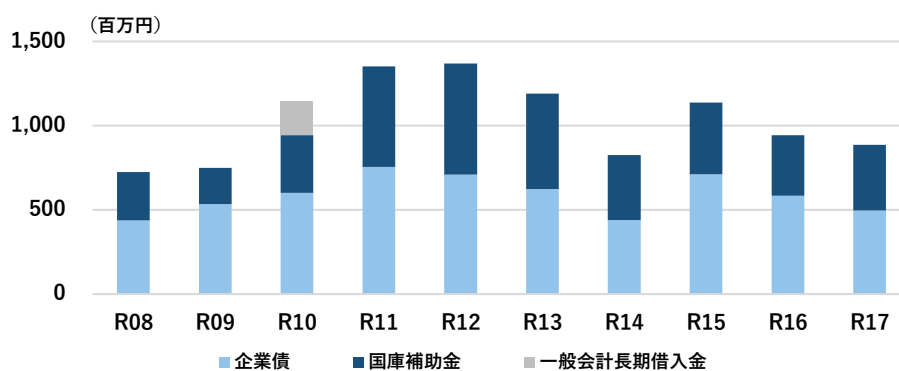
建設事業費の財源には、主に国庫補助金と企業債を活用します。

国庫補助金は、主に社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）で、予定事業に対する補助率から財源を見込みました。

企業債は、国庫補助金で賄われる分以外に対して最大限の借入れ（起債充当率 100%）を行うこととします。

借入れにあたっては、対象資産の耐用年数に応じた借入期間を設定し、借入時期及び借入先を検討することで将来負担の抑制に努めていきます。

グラフ 14 建設財源の推移

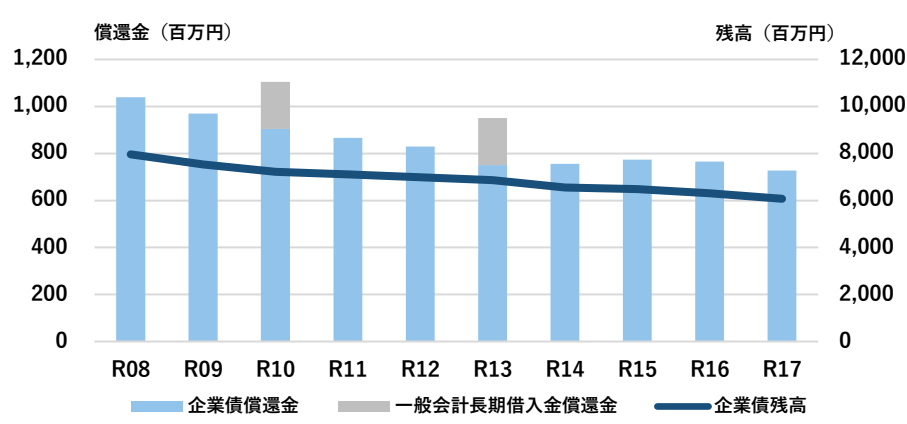


5.8. 企業債

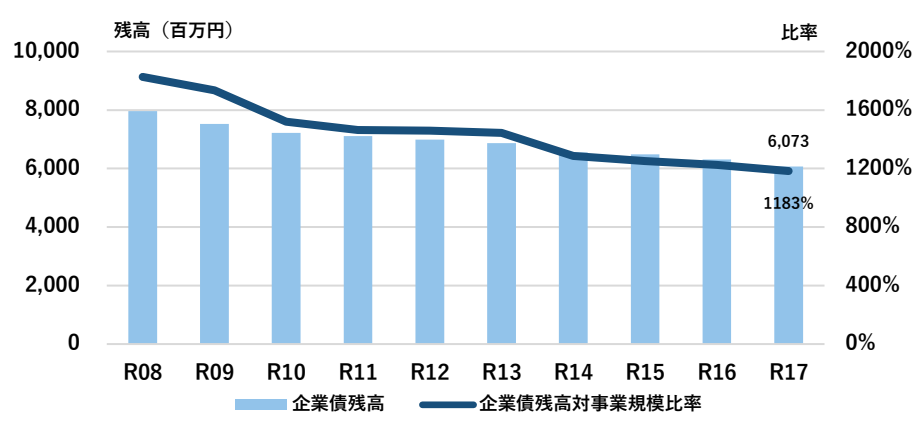
令和10年度以降、単年度あたりの事業費は増加しますが、平成初期の整備拡大に伴う大規模な設備投資に係る企業債償還が徐々に完了すること、各年度における企業債借入額が償還金額を下回ることから、企業債償還金及び企業債残高、企業債残高対事業規模比率は、減少していく見通しです。

なお、公共下水道事業では、事業資金として一般会計長期借入金2億円を借入れており、令和10年度に償還を予定しているため、償還金額が一時的に増加します。令和10年度に当該資金の再借入れを行い、令和13年度に償還した後は借入れを行わない予定です。

グラフ 15 企業債償還金と企業債残高の予測



グラフ 16 企業採算高と企業債残高事業規模比率



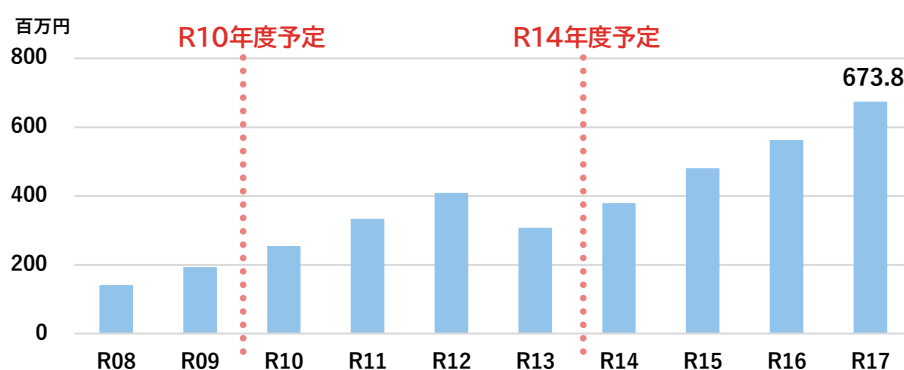
5.9. 内部留保資金

内部留保資金は、収益的収支において減価償却費等の非現実支出や利益剰余金等が発生した場合に資本的収支不足額に充てられる財源のことで、剰余分は翌年度に繰り越すことが可能です。

計画期間内に2回の使用料改定を行うことにより使用料収入は増加する見込みです。なお、内部留保資金及び保有する現金の状況を勘案し、令和13年度に一般会計長期借入金を償還した以降の再借入れを行わない予定としたため、令和13年度末における内部留保資金は前年度と比較して減少します。

令和17年度における内部留保資金は約6億7,400万円となり、令和6年度決算額における経常支出（現金の支出を伴わない減価償却費及び資産減耗費等を除く）と同程度の内部留保資金を確保できる見通しです。

グラフ 17 内部留保資金の推移



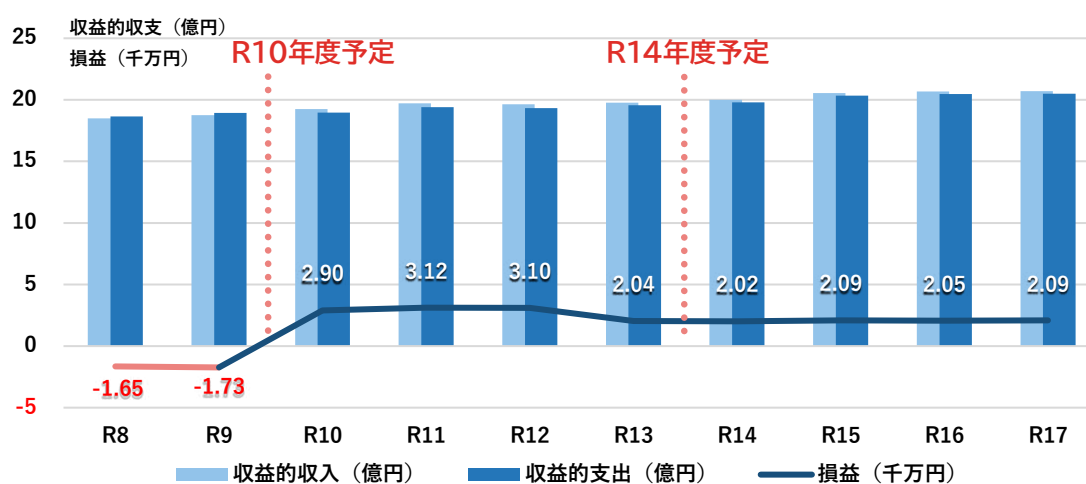
5.10. 投資・財政計画

計画期間中の汚水処理費を賄い収支を維持するため、本計画では、計画期間内に2回の使用料改定を行うこととしました。この増収により、1回目の改定以降、経常収支比率100%及び経費回収率100%を達成・維持することができる見通しです。

資本的収支については、事業費の平準化を図るとともに国庫補助金及び企業債を活用し、更新事業等を進めていきます。資本的支出に対する資本的収入不足額は内部留保資金を充てることで補填します。

また、2回目の改定以降、一般会計からの基準外繰入金は解消されるとともに繰入金全体としても削減される見通しです。

グラフ 18 収益的収支及び損益の推移



グラフ 19 資本的収支の推移

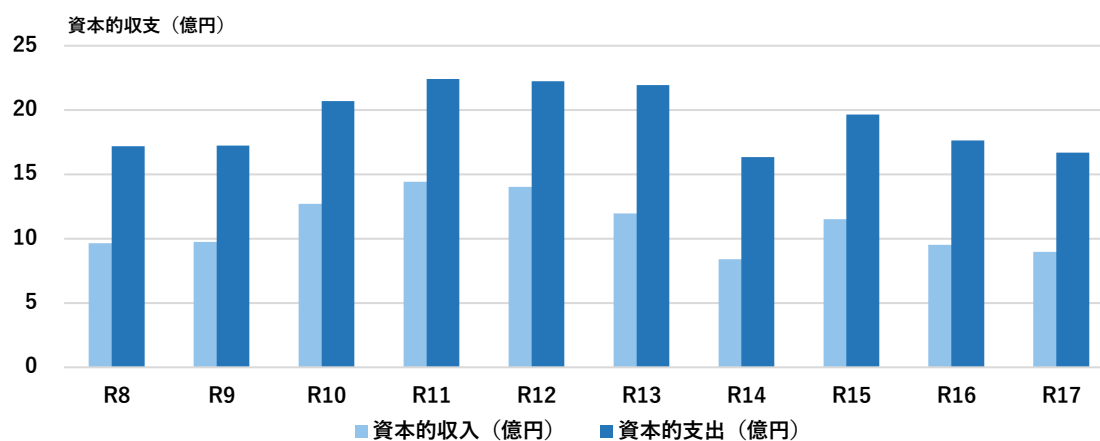


表 17 収支計画表【収益的収支】

区 分		年 度						
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度			
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益		590,544	588,146	633,890	648,792		
		(1) 使用料収入	422,618	420,543	466,384	479,837		
		(2) 他会計負担金	167,724	167,401	167,304	168,753		
		(3) その他	202	202	202	202		
	2. 営 業 外 収 益		1,258,179	1,287,397	1,290,567	1,323,806		
		(1) 他会計負担金	709,418	731,583	753,889	777,275		
		(2) 他会計補助金	3,599	3,887	0	0		
		(3) 国庫補助金	45,867	42,314	30,639	32,524		
		(4) 長期前受金戻入	499,265	509,584	502,372	500,006		
		(5) その他	30	29	3,667	14,001		
	収 入 計		1,848,723	1,875,543	1,924,457	1,972,598		
	収 益 的 支 出	1. 営 業 費 用		1,767,971	1,796,630	1,794,354	1,833,376	
			(1) 職 員 給 与 費	基本給	30,978	31,319	31,663	32,012
				退職給付費	2,245	2,270	2,295	2,320
				その他	31,240	31,584	31,931	32,282
		(2) 経 費	動力費	35,132	35,931	36,568	37,335	
			修繕費	12,080	10,804	1,889	1,946	
			光熱水費	2,211	2,278	2,346	2,416	
			委託料	354,549	373,591	386,373	424,075	
その他			15,894	16,577	16,503	17,011		
(3) 減価償却費			1,283,642	1,292,276	1,284,786	1,283,979		
2. 営 業 外 費 用			97,243	96,232	101,076	108,007		
		(1) 支払利息	91,420	90,814	96,783	103,496		
		(2) その他	5,823	5,418	4,293	4,511		
支 出 計		1,865,214	1,892,862	1,895,430	1,941,383			
経 常 損 益		△ 16,491	△ 17,319	29,027	31,215			
特 別 利 益		0	0	0	0			
特 別 損 失		0	0	0	0			
特 別 損 益		0	0	0	0			
当年度純利益（又は純損失）		△ 16,491	△ 17,319	29,027	31,215			

※計画策定時の数値のため、令和8年度当初予算額と乖離する場合があります。

(単位：千円，%)

令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
651,649	673,253	677,214	694,061	682,595	688,477
476,824	474,996	507,743	516,864	513,747	512,119
174,623	198,055	169,269	176,995	168,646	176,156
202	202	202	202	202	202
1,311,738	1,302,448	1,323,663	1,360,112	1,385,150	1,382,062
785,259	791,008	781,852	808,790	827,864	834,102
0	0	0	0	0	0
10,146	18,433	25,354	14,112	22,755	18,296
499,710	489,591	512,987	535,102	532,317	526,703
16,623	3,416	3,470	2,108	2,214	2,961
1,963,387	1,975,701	2,000,877	2,054,173	2,067,745	2,070,539
1,817,190	1,832,119	1,851,673	1,906,065	1,912,198	1,911,457
67,347	68,088	68,837	69,594	70,360	71,133
32,364	32,720	33,080	33,444	33,811	34,183
2,346	2,372	2,398	2,424	2,451	2,478
32,637	32,996	33,359	33,726	34,098	34,472
445,129	454,722	461,783	470,439	489,707	497,383
38,132	39,042	39,764	40,616	41,494	42,514
2,004	2,064	2,126	2,190	2,256	2,324
2,489	2,563	2,640	2,720	2,801	2,885
385,355	393,181	399,418	406,530	424,594	430,333
17,149	17,872	17,835	18,383	18,562	19,327
1,304,714	1,309,309	1,321,053	1,366,032	1,352,131	1,342,941
115,228	123,182	129,019	127,234	135,012	138,219
112,448	120,019	125,133	124,421	131,300	134,108
2,780	3,163	3,886	2,813	3,712	4,111
1,932,418	1,955,301	1,980,692	2,033,299	2,047,210	2,049,676
30,969	20,400	20,185	20,874	20,535	20,863
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
30,969	20,400	20,185	20,874	20,535	20,863

表 18 収支計画【資本的収支】

区 分		年 度				
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
資本的 収入 支出	資本的 収入	1. 企 業 債	438,082	533,618	601,442	754,885
		2. 長 期 借 入 金	0	0	200,000	0
		3. 受 益 者 負 担 金	1	1	1	1
		4. 他 会 計 負 担 金	211,969	217,394	127,229	91,900
		5. 他 会 計 補 助 金	28,000	8,000	0	0
		6. 国 庫 補 助 金	286,247	215,966	342,431	596,304
		7. そ の 他	0	0	0	0
	計	964,299	974,979	1,271,103	1,443,090	
	資本的 支出	1. 建 設 改 良 費	678,612	754,374	964,231	1,376,123
		うち職員給与費	48,283	48,814	49,351	49,894
		2. 企 業 債 償 還 金	1,039,504	969,591	904,481	865,942
		3. 長 期 借 入 金 償 還 金	0	0	200,000	0
		4. そ の 他	0	0	0	0
	計	1,718,116	1,723,965	2,068,712	2,242,065	
資本的収入額が 資本的支出額に不足する額		753,817	748,986	797,609	798,975	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	871,903	906,245	1,004,664	1,069,531	
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	
	4. そ の 他	22,785	35,964	47,289	63,045	
計	894,688	942,209	1,051,953	1,132,576		
補填財源不足額		△ 140,871	△ 193,223	△ 254,344	△ 333,601	
他会計借入金残高		200,000	200,000	200,000	200,000	
企業債残高		7,961,907	7,525,934	7,222,895	7,111,838	

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
収 益 的 収 支 分		880,741	902,871	921,193	946,028
資 本 的 収 支 分		239,969	225,394	127,229	91,900
合 計		1,120,710	1,128,265	1,048,422	1,037,928

※計画策定時の数値のため、令和8年度当初予算額と乖離する場合があります。

(単位：千円)

令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
708,378	623,360	439,445	711,057	584,335	495,530
0	0	0	0	0	0
1	1	1	1	1	1
35,418	5,551	13,932	12,988	9,495	13,488
0	0	0	0	0	0
659,934	566,432	386,363	426,269	357,751	389,617
0	0	0	0	0	0
1,403,731	1,195,344	839,741	1,150,315	951,582	898,636
1,395,829	1,242,897	879,510	1,191,632	997,002	940,682
50,443	50,998	51,559	52,126	52,700	53,279
829,229	750,176	755,284	773,066	765,686	727,437
0	200,000	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
2,225,058	2,193,073	1,634,794	1,964,698	1,762,688	1,668,119
821,327	997,729	795,053	814,383	811,106	769,483
1,169,573	1,248,963	1,135,794	1,231,374	1,320,947	1,399,348
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
60,599	56,310	38,830	63,608	52,405	43,970
1,230,172	1,305,273	1,174,624	1,294,982	1,373,352	1,443,318
△ 408,845	△ 307,544	△ 379,571	△ 480,599	△ 562,246	△ 673,835
200,000	0	0	0	0	0
6,990,987	6,864,171	6,548,332	6,486,322	6,304,971	6,073,065

(単位：千円)

令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
959,882	989,063	951,121	985,785	996,510	1,010,258
35,418	5,551	13,932	12,988	9,495	13,488
995,300	994,614	965,053	998,773	1,006,005	1,023,746

5.11. 資産維持費について

今後、処理場等の公共下水道施設を更新する時、新設当時と比較して施工環境の悪化や耐震化等の高機能化によって、工事費が増大することが見込まれます。世代間における使用者負担の公平性等を確保する観点から、施設を維持し、事業を継続していくために必要な増大分の費用を前もって算定し、内部留保資金として積み立てていく必要があります、これを「資産維持費」と言います。

水道事業では、この資産維持費の算定方法が「対象資産×資産維持率（3%を標準）」と示されています。一方、公共下水道事業では、標準的な算定方法や資産維持率は示されていません。

「5.1. 投資・財政計画策定の条件」で示した3つの条件を達成した上で、さらに資産維持費を見込むと、使用料改定率が現実離れした数値となってしまったため、今回の投資・財政計画では資産維持費を計上しないこととし、次回改定以降に検討することとします。

5.12. 経費回収率向上に向けたロードマップ

国土交通省「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について（令和2年3月22日）」に基づき、計画期間（令和8年度～令和17年度）における経費回収率向上に向けたロードマップ及び定量的な業績指標とその目標は次のとおりです。

図 6 経費回収率向上に向けたロードマップ

	R7	R8	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
経営戦略の 改定と計画期間	R3～R12年度（10年）											
	改定	R8～R17年度（10年）										
						改定 (予定)	R12～R21年度（10年）					
審議会による 適正な使用料の検討			検討				検討 (予定)				検討 (予定)	
使用料改定				改定 (予定)				改定 (予定)				
経常収支比率				100%を達成			100%を維持					
経費回収率（※1）				※2	100%を達成			100%を維持				
一般会計繰入金	令和7年度予算額（予算額：11億4,954万7,000円）未満											

※1 経費回収率については、決算統計の算出式によらず、汚水処理費から公費負担分と国庫補助金を控除して算出しています。

※2 使用料改定時期を7月と想定して試算しているため、令和10年度の経費回収率は100%未満（約99%）となる見込みです。

5.13. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本経営戦略では、令和8年度から令和17年度までの10年間の計画期間とし、令和8年度から令和12年度までの5年間の実施施策と評価指標を設定しています。

経営戦略で定めた目標を達成するため、達成度を客観的に評価・検証し、改善・検討を行う必要があるため、PDCAサイクルに基づき、毎年度、実施施策について評価・検証を実施し、ホームページへ公表します。

また、経営戦略については概ね4年ごとに、投資・財政計画の見直しを主とした改定を行う予定とします。

図7 PDCAサイクル

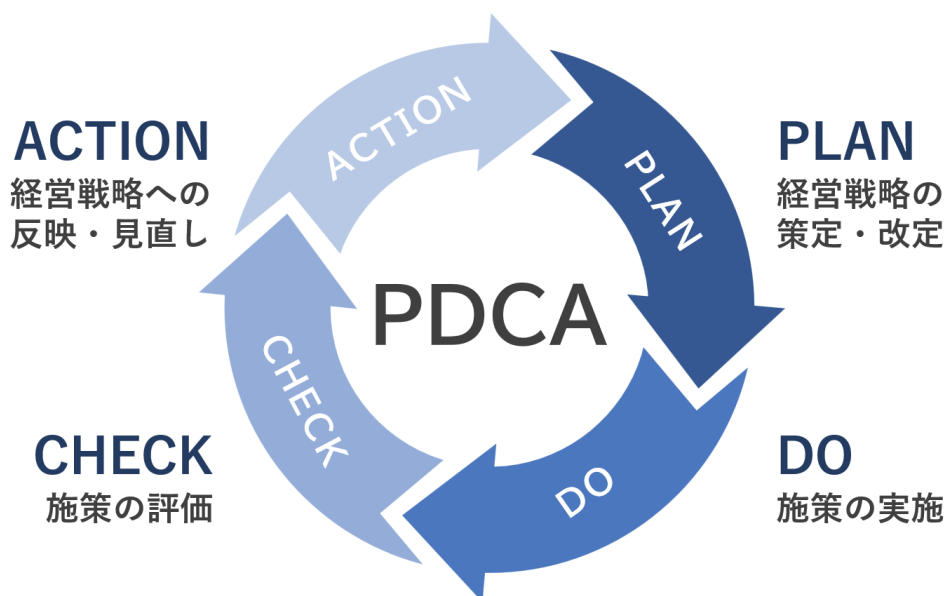


表19 PDCAの年間スケジュール

4～6月	7～8月	9月	10月以降
前年度の実施事業及び決算の取りまとめ	組織内部において評価・検証するとともに計画の見直しを検討	評価・検証結果をホームページ上で公表	改善・検討事項を次年度以降の事業計画へ反映し、予算調整につなげる

6. SDGs について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001（平成 13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

焼津市公共下水道事業におきましても、持続可能で発展可能な事業経営を実現することが公営企業のあるべき姿として取り組んでいきたいと考えます。



7.用語解説

索引	用語	解説	
あ行	い	維持管理費	下水道施設を日常的に管理・運営するために要する経費。 動力費や薬品費、維持管理のための委託料や点検費、修繕費など。
		一般会計繰入金	下水道事業の建設費や維持管理費等に充てるために一般会計から下水道事業へ繰り入れられる資金。
	う	ウォーターPPP	水道や下水道、工業用水道分野における官民連携手法。 「公共施設等運営事業（コンセッション方式。レベル4.5）」と「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」の総称。 令和9年度以降、汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることが要件となる。
	え	営業外収益	その企業の本来の営業活動による収益以外の収益。 下水道事業会計の場合、一般会計繰入金の一部や国庫補助金、長期前受金戻入など。
		営業外費用	その企業の本来の営業活動に伴い発生する費用以外の費用。 支払利息など。
		営業収益	その企業の本来の営業活動による収益。 下水道事業会計の場合、下水道使用料や雨水処理に要する経費に対する一般会計繰入金など。
		営業費用	その企業の本来の営業活動に伴い発生する費用。 施設の維持管理費や減価償却費など。
	お	汚水処理原価	有収水量1㎡あたりの汚水処理にかかった費用。 汚水処理原価（円/㎡）＝（維持管理費＋資本費）÷年間有収水量
か行	か	官民連携（PPP/PFI）	公共サービスの提供に民間が参画する手法で、公共団体と民間が連携し、効率的かつ効果的な公共サービスを実現するもの。 PPP（Public Private Partnership） …公共施設等の建設や維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うこと。 PFI（Private Finance Initiative） …PPPの一種で、公共施設等の建設や維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。
		き	企業債
		企業債残高	企業債の未償還額。
		基準内繰入金（繰出金）	総務省「地方公営企業繰出金について」の基準に基づいた一般会計が負担すべきであるとされている経費に対して、一般会計から繰り入れられる資金。
		基準外繰入金（繰出金）	総務省「地方公営企業繰出金について」の基準に基づいた一般会計が負担すべきであるとされている経費とは別に、財政部局との協議に基づき一般会計から繰り入れられる資金。
	け	経営戦略	公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
		経常収支比率	特別損益を除いた経常的な収支の関係を示す指標で、経常収入に対する経常費用の割合。 資金繰りの状態を示す重要な財政指標で、真の支払い能力を的確に示す指標。 100%以上が安全・健全とされ、値が高いほど収益性が高いことを表す。

索引		用語	解説	
か行	け	経費回収率	使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標で、使用料水準等を評価することができる。 100%以上が望ましい。	
		下水道使用料等審議会	下水道事業の健全な経営を図るため、市長の諮問に応じて下水道使用料に関することなどを審議する組織で、焼津市下水道使用料等審議会条例に基づき設置する。 正式名称は「焼津市下水道使用料等審議会」。	
		減価償却費	時間が経つと下水道処理場や汚水管などの資産の価値が減少するため、施設の建設や更新などにかかった費用を、その施設を使うことができる年数で割り、1年間の価値の減少分を費用として計上したものの。	
こ		広域化・共同化	人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化や既存の下水道施設の大量更新期の到来などの汚水処理施設の事業運営に係る多くの課題を踏まえ、持続可能な事業運営を推進すること。	
		国費／国庫補助金	国が一部負担する補助事業に対する補助金。 社会資本整備総合交付金など。	
さ行	し	資産維持費	将来の更新需要が新設時と比較し、施工環境の悪化や高機能化等により増大する予測の場合、使用者負担の期間的公平等の観点から、実体資本の維持・サービスの継続のために必要な増大分に係る費用として、中長期の改築更新計画に基づいて算定する経費のこと。	
		資本費	減価償却費、企業債支払利息の合計額。	
		資本費平準化債	下水道事業債の償還期間と減価償却の期間に差がある場合、世代間の負担の公平を図るために、単年度あたりの元金償還額と減価償却費の差額について発行できる企業債。	
		資本的収支	資本的収入と資本的支出。 建物や機電設備、管渠など固定資産の取得整備に要する支出やこれらの取得のために借り入れた企業債の償還元金の支出、また、資産の財源となる補助金や企業債の収入のこと。	
		資本費	下水道施設を整備するための借入金の利息や減価償却費など。	
		使用料単価	有収水量1㎡あたりの使用料収入。 使用料単価(円/㎡) = 下水道使用料 ÷ 有収水量 総務省通知(平成21年7月8日付け)では、「最低限行うべき経営努力」として「使用料徴収月3,000円/20㎡」が求められている。 使用料徴収月3,000円/20㎡ → 使用料単価150円/㎡	
		収益的収支	収益的収入と収益的支出。 一事業年度における企業の経営活動に伴い発生する収益と費用のこと。	
		す	ストックマネジメント計画	膨大な下水道施設(ストック)の状況を把握・評価し、長期的に施設の状態を予測しながら、点検・調査・修繕・改築を一体的に捉えて下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。
そ	損益勘定留保資金	収益的収支における減価償却費や長期前受金戻入など。 現金の支出を伴わない減価償却費などの企業内に留保される資金。		
た行	ち	長期前受金戻入	固定資産の取得に充てた財源のうち、自己財源でない国庫補助金等について、減価償却見合い分を毎年度収益化する会計処理のこと。	
		と	投資・財政計画	経営戦略の中心となる部分。 施設・設備の合理的な投資や維持管理費などを試算した支出と、財源を見通して試算した収入が均衡するよう調整した中長期的な収支計画。
			当年度純利益 (または純損失)	一事業年度における企業の全ての収益と費用から、最終的に算出される利益(または損失)のこと。

索引		用語	解説
な行	な	内部留保資金	減価償却費などの非現金支出に充てられる収入や収益的収支の利益（利益剰余金）のこと。 資本的収支の不足額に充てられる。
は行	ふ	分流式下水道に要する経費	総務省が示す基準に基づく繰入金（基準内繰入金）の1つ。 雨水処理費は公費で、汚水処理費は下水道使用料（私費）で負担することが原則。ただし、経営努力によって補えない150円/m ³ を超える分の資本費は、分流式下水道の経費として一般会計からの繰入金で賄うことが認められている。 「分流式の公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする」
	ほ	法定耐用年数	地方公営企業法で定められた、固定資産がその将来の用途に使用できるとみられる推定の年数。 固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素。
	ゆ	有収水量	下水処理場で処理した汚水のうち、使用料収入の対象となった水量。
や行	り	利益剰余金	収益的収支から生じる剰余金のこと。 内部留保資金として留保できる。

焼津市公共下水道事業経営戦略

発行年月日 令和8年(2026年)3月
編集発行 焼津市上下水道部下水道課
住所 〒425-0045
静岡県焼津市祢宜島 20 番地の1
TEL 054-624-8300
E-mail gesui@city.yaizu.lg.jp
